

第35回愛知県新型コロナウイルス感染症対策本部会議次第

日時：2022年2月10日（木）

午後5時30分から午後6時30分まで

場所：愛知県議会議事堂 5階 大会議室

1 挨拶

2 議題

(1) 新型コロナウイルス感染症対策について

(2) その他

【配付資料一覧】

資料1：愛知県まん延防止等重点措置対象区域の愛知県全域への拡大について

資料2：愛知県まん延防止等重点措置の期間延長にあたり県民・事業者の皆様へのメッセージ

資料3：「まん延防止等重点措置」での感染防止対策について

資料4：愛知県まん延防止等重点措置 まん延防止・第6波の感染拡大の抑制に向け
県民・事業者の皆様へのお願い

参考資料1：愛知県の新型コロナウイルス感染症の状況

参考資料2：国の新たなレベル分類と県の指標について

参考資料3-1：新型コロナウイルス感染症の入院基準及び医師が延期可能と判断した
入院・手術の一時延期等について

参考資料3-2：オミクロン株の感染流行を踏まえた医療提供体制の対応強化について

参考資料4：退院基準を満たした新型コロナウイルス感染症患者の受入促進について

参考資料5：新型コロナウイルス感染者に係る保健所業務のさらなる重点化を行います

参考資料6：軽症者等宿泊療養施設について

参考資料7-1：大規模集団接種会場における接種状況

参考資料7-2：愛知県のワクチン接種の状況（3回目接種）

参考資料8：新型コロナワクチン3回目接種の市町村の接種体制について

参考資料9：小児用ファイザー社ワクチン第1・第2クールの市町村配分量の決定について

参考資料10：新型コロナウイルス感染症対策予算の累計額

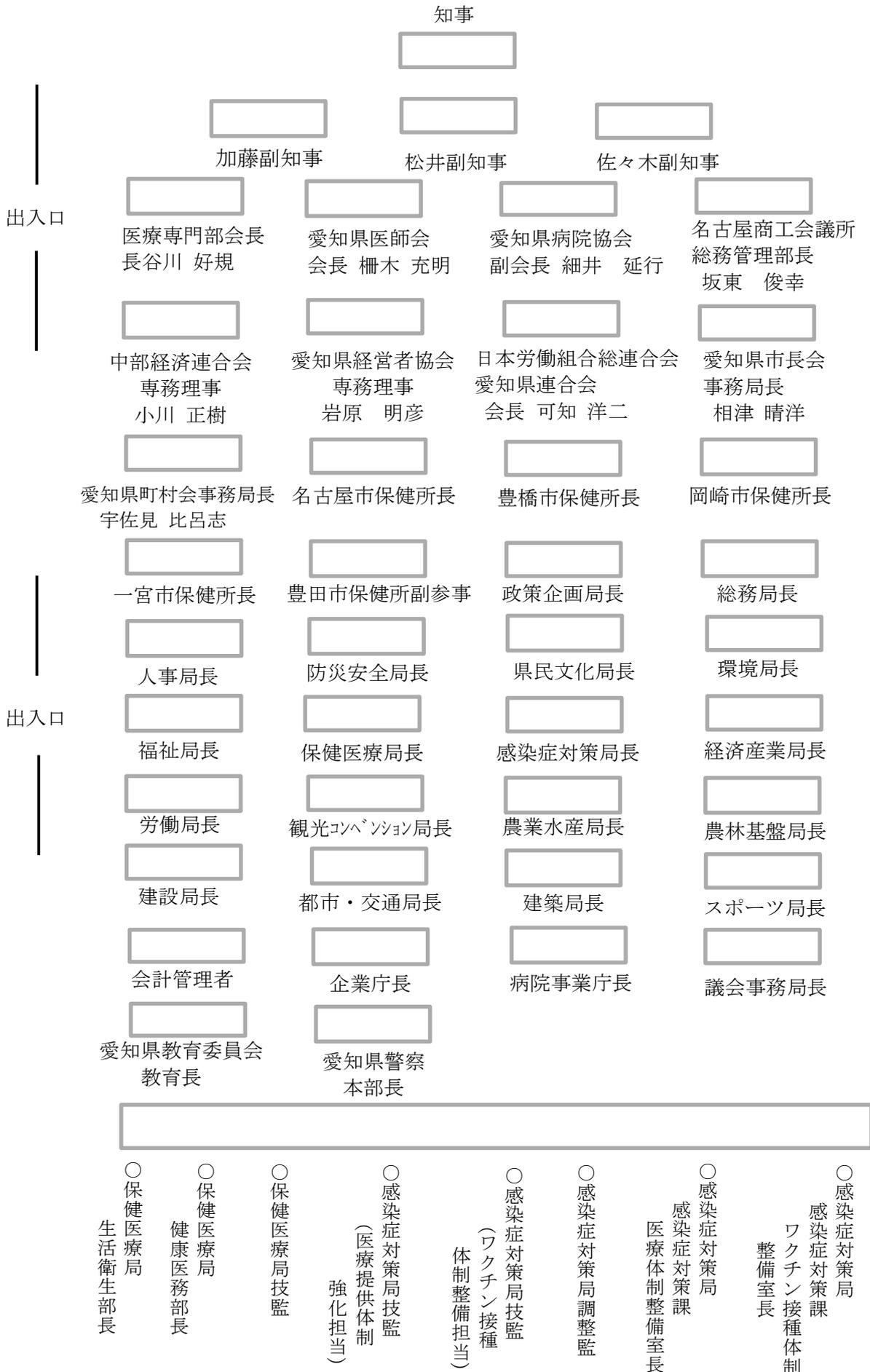
第 35 回愛知県新型コロナウイルス感染症対策本部会議

(順不同、敬称略)

《有識者・関係団体》

所 属	職 名	氏 名
医療専門部会 (国立病院機構 名古屋医療センター)	部会長 (院 長)	はせがわ よしのり 長谷川 好規
愛知県医師会	会 長	ませき みつあき 柵木 充明
愛知県病院協会	会 長	いとう しんいち 伊藤 伸一 (代理出席:副会長 細井 延行) ほそい のぶゆき
名古屋商工会議所	専務理事	うちだ よしひこ 内田 吉彦 (代理出席:総務管理部長 坂東 俊幸) ばんどう としゆき
一般社団法人 中部経済連合会	専務理事	おがわ まさき 小川 正樹
愛知県経営者協会	専務理事	いわはら あきひこ 岩原 明彦
日本労働組合総連合会 愛知県連合会	会 長	か ち ようじ 可知 洋二
愛知県市長会	事務局長	あいづ はるひろ 相津 晴洋
愛知県町村会	事務局長	うきみ ひろし 宇佐見 比呂志
名古屋市保健所	医監 (保健所長)	あさい きよふみ 浅井 清文
豊橋市保健所	所 長	むい かよ 撫井 賀代
岡崎市保健所	所 長	はっとり さとる 服部 悟
一宮市保健所	所 長	こやす はるき 子安 春樹
豊田市保健所	所 長	たけうち きよみ 竹内 清美 (代理出席:副参事 佐野 均) さの ひとし

第35回愛知県新型コロナウイルス感染症対策本部会議 配席図



愛知県まん延防止等重点措置対象区域の愛知県全域への拡大について

1 対象区域の考え方

- まん延防止等重点措置を適用した 1 月 21 日(金)からの措置区域については、国のまん延防止等重点措置に指定された 1 月 19 日(水)の前日までの直近 1 週間(1 月 12 日(水)から 1 月 18 日(火))の人口 10 万人・1 週間当たりの新規陽性者数がレベル 2(15 人)以上の 52 市町村を指定
- 1 月 12 日(水)から 2 月 6 日(日)までの 26 日間の新規陽性者数を合計し、人口 10 万人・1 週間当たりの新規陽性者数がレベル 2 以上となった豊根村を 2 月 9 日(水)に追加
- 1 月 12 日(水)から 2 月 9 日(水)までの 29 日間の新規陽性者数を合計し、人口 10 万人・1 週間当たりの新規陽性者数がレベル 2 以上となった 東栄町 を、2 月 12 日(土)から追加し、県内全域 に拡大

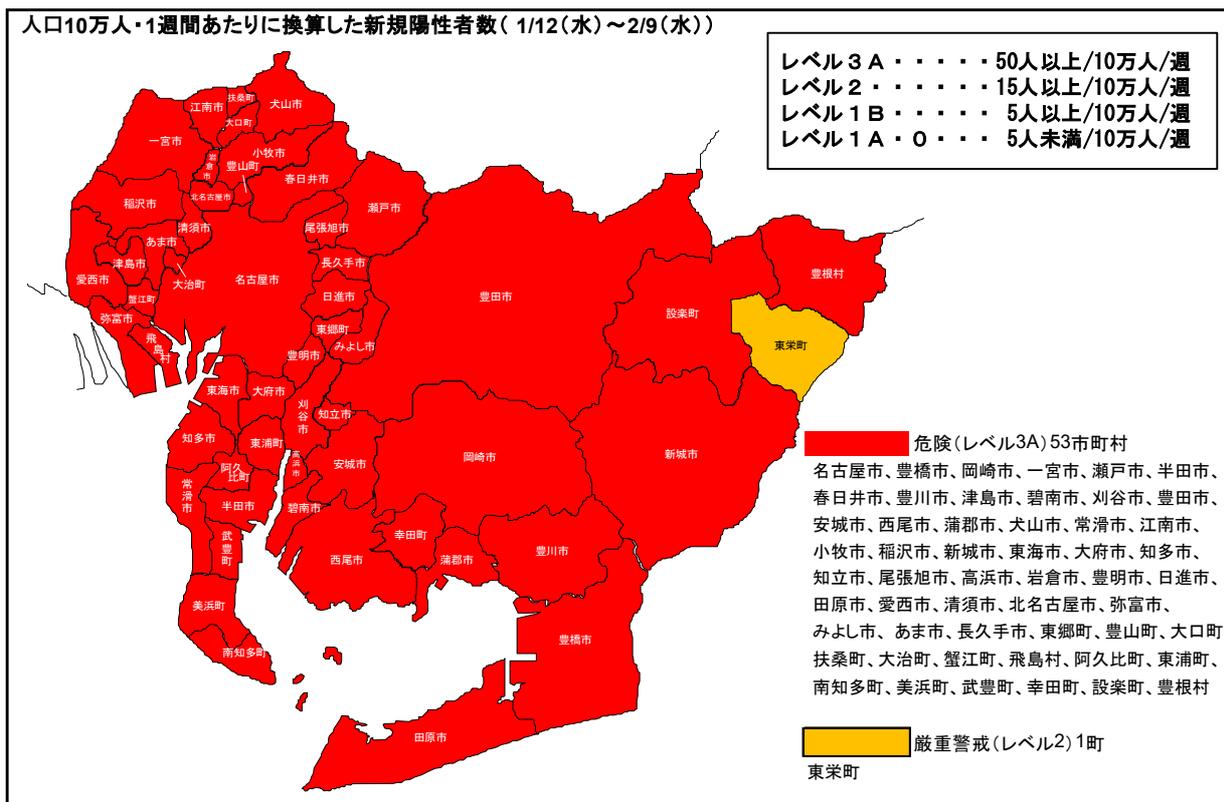
2 県内 54 市町村の状況

名古屋	472.9人	小牧	318.7人	あま市	249.2人
豊橋	374.9人	稲沢	279.1人	長久手	364.3人
岡崎	363.4人	新城	220.1人	東郷	343.9人
一宮	303.2人	東海	306.2人	豊山	432.8人
瀬戸	332.9人	大府	265.7人	大口	225.9人
半田	366.3人	知多	322.5人	扶桑	220.5人
春日井	288.5人	知立	251.0人	大治	264.0人
豊川	337.5人	尾張旭	316.1人	蟹江	255.2人
津島	268.4人	高浜	283.1人	飛島	152.3人
碧南	353.3人	岩倉	316.2人	阿久比	325.6人
刈谷	209.6人	豊明	268.4人	東浦	383.8人
豊田	267.1人	日進	317.5人	南知多	197.8人
安城	228.2人	田原	183.1人	美浜	187.1人
西尾	374.5人	愛西	239.7人	武豊	298.0人
蒲郡	285.1人	清須	287.9人	幸田	228.4人
犬山	235.8人	北名古屋	333.9人	設楽	65.9人
常滑	225.1人	弥富	176.6人	東栄	16.5人
江南	271.5人	みよし	208.6人	豊根	803.8人

3 区域

実施区域:愛知県全域

措置区域:54市町村(愛知県全域) [追加 1 町(東栄町)]



愛知県まん延防止等重点措置の期間延長にあたり 県民・事業者の皆様へのメッセージ

愛知県では、1月21日から、まん延防止等重点措置により、感染拡大の抑制に取り組んでまいりました。

しかしながら、感染力の非常に強いオミクロン株により、2月5日には新規陽性者数が過去最多の6,445人となり、確保病床における入院患者数も増加し、このまま感染拡大が継続すると、病床がひっ迫し、必要な医療を提供できなくなることが懸念されます。

このため、本日、2月14日から3月6日までの21日間、まん延防止等重点措置の期間延長を決定しました。

県民・事業者の皆様には、改めて、県をまたぐ不要不急の移動自粛、飲食店等に対する営業時間の短縮要請や、感染が広がる学校・保育所等での一層の感染防止対策の徹底をお願いします。

新規陽性者数が高止まりの中、感染拡大抑制に不可欠であるワクチンの3回目接種については、本県独自の取組により、全ての対象者が接種間隔6か月で接種することを可能とするとともに、県内6か所で大規模集団接種会場を開設するなど、接種の加速化を図っておりますので、皆様には積極的な接種の検討をお願いします。

オール愛知一丸となって、この第6波を克服し、安心な日常生活と活力ある社会経済活動を取り戻していくことができるよう、皆様一人ひとりのご理解とご協力をお願いします。

- 1 **実施区域** 愛知県全域
- 2 **延長期間** 2月14日（月）から3月6日（日）までの21日間
- 3 **要請事項** 別紙『愛知県まん延防止等重点措置』にご協力をお願いします。

2022年2月10日

愛知県知事 大村 秀章

「まん延防止等重点措置」での感染防止対策について

○実施区域

愛知県全域

・重点措置を講じるべき区域(措置区域)

2月 9日(水)～2月11日(金):53市町村(東栄町除く)

2月12日(土)～3月 6日(日):愛知県全域(54市町村)

○期間の延長

実施期間:1月21日(金)～2月13日(日)(24日間)

延長期間:2月14日(月)～3月 6日(日)(21日間)

県民の皆様へのお願い

○基本的な感染防止対策の徹底

【追加】

- ・会食・飲食する際は、黙食を基本とする。
- ・家庭内においても、室内を定期的に換気し、こまめに手洗いをを行うとともに、子供の感染防止策を徹底

事業者の皆様へのお願い

○飲食店等に対する営業時間短縮等の要請

【要請期間の延長】

実施期間:1月21日(金)～2月13日(日)(24日間)

延長期間:2月14日(月)～3月 6日(日)(21日間)

その他のお願い

○学校等での対応

【追加】

- ・「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動」※の自粛

※(近距離で活動する)理科の実験や観察、美術の共同制作等、長時間対面形式となるグループワーク等及び一斉に大きな声で話す活動、合唱及び管楽器演奏、調理実習、密集する運動、組み合ったり接触したりする運動

- ・分散登校、臨時休業等で登校できない場合は、可能な限りオンラインによる学習支援
- ・部活動は原則休止
- ・大学等においても適切に対応

○保育所、認定こども園、幼稚園等での対応【項目追加】

- ・保育所等が果たす社会的機能を維持するため原則開所を要請
- ・休園した保育所等の児童に対する代替保育を確保
- ・感染リスクが高い活動を避けるとともに、児童をできるだけ少人数のグループに分割した保育の実践
- ・保護者が参加する行事の延期等を含めて大人数での行事の自粛
- ・発育状況等からマスクの着用が無理なく可能と判断される児童については、可能な範囲で、一時的に、マスクの着用を奨める
- ・ただし、2歳未満児のマスク着用は奨めず、低年齢児については特に慎重に対応し、さらに、一律に着用を求めたり、児童や保護者の意図に反して実質的に無理強いすることにならないよう、現場に対して留意点を丁寧に周知し、適切に運用
- ・放課後児童クラブ等においても同様の取扱

○高齢者施設等での対応【項目追加】

- ・レクリエーション時のマスク着用、送迎時の窓開け等、「介護現場における感染対策の手引き」に基づく対応の徹底
- ・面会者からの感染を防ぐため、感染が拡大している地域では、オンラインによる面会の実施も含めて対応を検討。通所施設において、導線の分離など、感染対策をさらに徹底

県の取組

【追加】

- 新たな宿泊療養施設を順次開設

愛知県まん延防止等重点措置

まん延防止・第6波の感染拡大の抑制に向け 県民・事業者の皆様へのお願い

実施区域 : 愛知県全域

実施期間 : 2022年 1月21日(金)～2月13日(日)

延長期間 : 2月14日(月)～3月6日(日)

全般的な方針

- 国の基本的対処方針を踏まえ、飲食店等に対する営業時間短縮要請、県をまたぐ不要不急の移動自粛、テレワークの推進、イベント開催制限等の取組を推進します。
- 特に、別に定める区域を重点措置を講じるべき区域(以下「措置区域」という。)とし、措置区域については、飲食店等に対する営業時間短縮要請などの対策を集中的に実施します(「別図1」の市町村)。

I. 県民の皆様へのお願い

① 不要不急の行動の自粛

- 混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出・移動の自粛及び感染対策が徹底されていない飲食店等の利用の自粛をお願いします。
- 営業時間短縮を要請した時間以降、飲食店等にみだりに出入りをしないでください。

② 県をまたぐ不要不急の移動自粛

- オミクロン株による感染が増加していることを踏まえ、県をまたぐ不要不急の移動、特に、まん延防止等重点措置区域が適用されている都道府県への移動は、極力控えてください。

③ 高齢者等への感染拡大の防止

- 重症化しやすい高齢者、基礎疾患のある方々、妊婦の皆さんが感染しないよう、人と人との距離の確保やマスク着用(不織布マスクを推奨。以下同じ。)など、基本的な感染防止対策の徹底などの配慮をお願いします。
- これらの方々も、感染リスクの高い施設の利用を避けてください。いつも会う人と少人数で会う等、感染防止対策の徹底をお願いします。

④ 基本的な感染防止対策の徹底

- 「感染しない、感染させない」を徹底してください。
- 特に、若い世代の方々は、基本的な感染防止対策を徹底してください。
- 会食・飲食する際は、同一グループで同一テーブルに4人まで(介助や介護を要する場合は除く)、**黙食を基本とし**、飲食する時だけマスクを外し、会話の際には「マスク会食」を徹底してください。また、「大声で騒ぐこと」は、飛まつ感染につながるため、やめていただくようお願いします。
- 「ニューあいちスタンダード認証店(以下「あいスタ認証店」という。)や「安全・安心宣言施設」のステッカー掲載店で、感染防止対策が徹底されている店を利用してください。
- ワクチン接種を終えた方も含めて、日頃から、「三つの密」が発生する場所を避け、大人数や長時間におよぶ飲食など別図2「感染リスクが高まる5つの場面」では、マスクの着用、手指消毒等、基本的な感染防止対策を徹底してください。
- タクシーやバス・電車等の公共交通機関では、常にマスクを着用し、大声での会話は控えてください。
- 適切な温度・湿度等を保ちつつ、十分な換気を行ってください。
- 家庭内においても、室内を定期的に換気し、こまめに手洗いを行っていただくとともに、子供の感染防止策を徹底してください。
- 発熱等の症状が出たときは、まずは、かかりつけ医等の地域の医療機関や、保健所に設置された「受診・相談センター」等に電話相談の上、県が指定した「診療・検査医療機関」を受診してください。
- 無症状でも感染の不安がある場合は、PCR等検査を受けてください。
- 接触確認アプリCOCOAを、県民・事業者の皆様、オール愛知で活用し、検査の受診など保健所の早期サポートにつなげてください。

II. 事業者の皆様へのお願い

⑤ 飲食店等に対する営業時間短縮等の要請

- 措置区域内の食品衛生法に基づく飲食店営業・喫茶店営業の許可を受けた飲食店・カラオケ店(「別表1」に定める施設、以下「飲食店等」という。)に対し、次のとおり要請します。なお、デリバリー、テークアウトによる営業は要請の対象外とします。

<措置区域(法第31条の6第1項に基づく要請)>

・要請期間 1月21日(金)から2月13日(日)までの24日間

・延長期間 2月14日(月)から3月6日(日)までの21日間

・対象店舗 飲食店等

・営業時間 あいスタ認証店は、延長前(1月21日から2月13日まで)、延長後(2月14日から3月6日まで)のそれぞれの期間を通してにおいて、以下の①、②のどちらかを選択(当初の延長前、延長後の各期間内における選択は変更できません)

①5時から20時まで(酒類の提供を行わないこと)

②5時から21時まで(酒類の提供は11時から20時まで)

その他の店は、5時から20時まで(酒類の提供を行わないこと)

・感染防止対策

- (1) 従業員への検査勧奨
- (2) 入場者の感染防止のための整理・誘導
- (3) 発熱その他の症状のある者の入場の禁止
- (4) 手指の消毒設備の設置
- (5) 事業を行う場所の消毒
- (6) 入場者に対するマスクの着用その他の感染の防止に関する措置の周知
- (7) 正当な理由なくマスクの着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止(すでに入場している者の退場を含む)
- (8) 施設の換気
- (9) アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保
- (10) 同一グループの同一テーブルへの入店案内は4人まで(介助や介護を要する場合は除く)

※「あいスタ認証店」において、ワクチン・検査パッケージ制度の適用による人数制限の緩和は行わない。

<措置区域以外(法第24条第9項に基づく協力要請)>

○ 引き続き、これまでと同様の感染防止対策の徹底をお願いします。

・感染防止対策 措置区域と同じ

⑥ 飲食店等以外に対する感染防止対策の要請

○ 「別表2」の施設欄に定める施設に対し、「別表2」の内容欄のとおり要請を行います。

⑦ 業種別ガイドラインの遵守等

- 飲食店では、二酸化炭素濃度測定器を使った店内の換気状態の確認や、会話の声が大きくなるようBGMの音量を最小限にするなど、別表3の対策をお願いします。
- 全ての施設で、感染防止対策を自己点検の上、業種別ガイドラインや県の感染防止対策リストの遵守の徹底を強くお願いします。
- ~~○高齢者の方が多く利用する施設等では、「高齢者を守る8つのポイント」を遵守し、感染防止対策の徹底をお願いします。さらに、高齢者入所施設等においては集団感染を防ぐため、施設職員を対象とするスクリーニング検査の積極的な受検をお願いします。~~
- 事業者は、「あいスタ認証店」や「安全・安心宣言施設」のステッカーを掲示し、利用者に施設の安全性と感染防止対策への協力を呼び掛けてください。

⑧ 生活・経済の安定確保に不可欠な業務の継続

- 「別添」の事業継続が求められる事業者及びこれらの業務を支援する事業者においては、「三つの密」を避けるために必要な対策を含め、十分な感染防止策を講じつつ、感染者や濃厚接触者が発生し、欠勤者が多く発生する場合においても、事業の特性を踏まえ、業務の継続をお願いします。

⑨ テレワークの推進等

- 事業者は、接触機会の低減に向け、休暇取得の促進やテレワーク、ローテーション勤務の推進をお願いします。また、テレワークの活用等による出勤者数削減の実施状況を自ら積極的に公表し、取組を推進するようお願いします。
- 事業の継続に必要な場合を除き、21時以降の勤務を抑制するようお願いします。
- 時差出勤、週休や昼食時間の分散化など、通勤・在勤時の「三つの密」を防ぐ取組の徹底をお願いします。

⑩ 職場クラスターを防ぐ感染防止対策

- 職場・寮での手指消毒、マスク着用、職員同士の距離確保、換気の励行、複数人が触る箇所の消毒、発熱等の症状が見られる従業員の出勤自粛、テレビ会議の活用、感染リスクが高まる「5つの場面」を避ける行動などの感染防止対策を徹底してください。
- 特に、休憩室、更衣室、喫煙室等、職場での「居場所の切り替わり」に注意するよう周知してください。
- 従業員に、基本的な感染防止対策の徹底を呼び掛けていただくようお願いします。

⑪ 事業継続計画(BCP)の点検・策定

- 感染爆発に起因する従業員の療養等により、事業活動の低下が懸念されます。あらゆる事業所において、事業継続計画（BCP）を点検し、未策定の場合は早急に策定をお願いします。

Ⅲ. その他のお願い

⑫ イベントの開催制限等

ア. 事業者におけるイベントの開催制限

- 事業者に対する、法第24条第9項に基づくイベントの開催制限は、別表4の基準に制限するとともに、業種別ガイドラインに基づく感染防止対策の徹底をお願いします。
- あわせて、参加者に対するイベント前後の「三つの密」を回避するための方策の徹底をお願いします。

イ. 参加者へのお願い

- イベントに参加する場合は、人との距離確保、マスク着用、大声で会話や過度な飲酒を控えるなど、感染防止対策を徹底し、対策がとれない場合は、参加を自粛してください。

※特に、大規模なイベントを開催する際には、事業者は、人数上限やエリア内の行動管理など、適切な感染防止対策を徹底するとともに、参加者は、自覚をもって、感染防止対策を自ら徹底するようお願いします。

⑬ 行事等での対策

- 多数の人が集まる行事については、人と人の距離の確保・マスクの着用・手指衛生・大声での会話の自粛など「基本的な感染防止対策」の徹底をお願いします。

⑭ 学校等での対応

- 感染の急拡大を抑制するため、学校においては、健康観察の徹底（体調不良の際は登校させない）、手洗い・換気・マスク着用、オンライン学習の活用、食事時の会話禁止（会話は食事後にマスクを着けてから）等の感染防止対策を徹底して、教育活動の継続をお願いします。
- 特に、発熱等の症状がある学生等が登校や活動参加を控えるようお願いします。
- 「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動」(※)は、行わないようお願いします。

※（近距離で活動する）理科の実験や観察、美術の共同制作等、長時間対面形式となるグループワーク等及び一斉に大きな声で話す活動、合唱及び管楽器演奏、調理実習、密集する運動、組み合ったり接触したりする運動

○地域の感染状況や学校の実情に応じて、時差登校、分散登校の検討をお願いします。

○分散登校、臨時休業等で登校できない場合は、可能な限りオンラインによる学習支援をお願いします。

○寮生活、クラブ・部活動など集団行動における感染防止対策の徹底をお願いします。

○部活動については、対外的な練習試合、合同練習及び部合宿は自粛してください、原則休止をお願いします。

○家庭においても、規則正しい生活習慣の徹底（体調不良の際は登校しない・させない）をお願いします。

○修学旅行等の校外行事の実施については、旅行先の感染状況を確認し、感染防止対策を徹底した上で慎重に判断するようお願いいたします。

○大学等においても適切な対応をお願いします。

⑮ 保育所、認定こども園、幼稚園等での対応

○ 保育所等が果たす社会的機能を維持するため原則開所をお願いします。また、医療従事者等の社会機能維持者等の就労継続が可能となるよう、休園した保育所等の児童に対する代替保育を確保するなど、地域の保育機能を維持するようお願いいたします。

○ 「保育所における感染症対策ガイドライン」等を踏まえた対応を基本としつつ、感染リスクが高い活動を避けるとともに、児童をできるだけ少人数のグループに分割するなど、感染を広げない形での保育を行うようお願いいたします。

○ 保護者が参加する行事の延期等を含めて大人数での行事を自粛するようお願いいたします。

○ 発育状況等からマスクの着用が無理なく可能と判断される児童については、可能な範囲で、一時的に、マスク着用を奨めるようお願いします。ただし、2歳未満児のマスク着用は奨めず、低年齢児については特に慎重に対応するようお願いいたします。マスクを着用する場合には、息苦しくないか、嘔吐していないかなどの子どもの体調変化に十分注意するほか、本人の調子が悪い場合などは無理して着用させる必要はありません。さらに、一律に着用を求めたり、児童や保護者の意図に反して実質的に無理強いすることにならないよう、現場に対して留意点を丁寧に周知し、適切な運用をお願いします。

- なお、放課後児童クラブ等においても同様の取扱をお願いします。

⑯ 高齢者施設等での対応

- 「高齢者を守る8つのポイント」を遵守し、感染防止対策の徹底をお願いします。さらに、集団感染を防ぐため、施設職員を対象とするスクリーニング検査の積極的な受検をお願いします。
- レクリエーション時のマスク着用、送迎時の窓開け等、「介護現場における感染対策の手引き」に基づく対応を徹底してください。
- 面会者からの感染を防ぐため、感染が拡大している地域では、オンラインによる面会の実施も含めて対応を検討してください。通所施設において、導線の分離など、感染対策をさらに徹底してください。

IV. 県の取組

- 災害医療の専門家で構成する医療体制緊急確保チームを中心に、県内全ての医療機関と協力し、引き続き、検査体制及び医療提供体制の更なる強化と維持に全力をあげます。
- 新たな宿泊療養施設を順次開設するとともに、体調が悪化した自宅療養者等が速やかに必要な医療が受けられる体制を確保します。
- 健康上の理由等によるワクチン未接種の方や感染不安を感じる無症状の方が無料でPCR等検査を身近で受けられるよう、登録検査所を増加させます。
- 新型コロナワクチンの3回目接種については、国、市町村、医療機関、医師会等関係団体、企業・大学等と緊密に連携し、希望する全ての対象の方に円滑に接種を進めます。実施にあたっては、本県独自の取組により、3回目接種の対象者全ての接種間隔を6か月に前倒すとともに、医療従事者や高齢者施設等の入所者、看護学生や医学部生、警察・消防職員、自衛隊員、保育士・幼稚園教諭等に対する接種券なしの接種を積極的に進め、3回目接種を加速します。
- また、6か所の大規模集団接種会場を開設し、3回目接種の加速化を図ります。
- 重症化リスクの高い高齢者施設等の入所者を守り、施設内感染を防ぐため、県内全域で、高齢者施設等職員へのスクリーニング検査を実施します。
- 感染防止対策の継続により影響を受ける県民・事業者の皆様に対し、国の施策と連携し、きめ細かな支援に努めるとともに、相談体制として、「別表5」の相談窓口やコールセンターにより、様々な問合せや相談に対応します。
- ⑤の営業時間の短縮要請に応じた事業者等に対し、別途定める基準に基づき、感染防止対策協力金を支給するとともに、市町村や関係団体と連携し、チラシ、ポスター、Web ページ等の媒体を活用し周知に努めます。

- 愛知県全域で飲食店等の営業時間短縮要請の協力状況及び飲食店等の感染防止対策の確認を実施し、対策を徹底します。また、措置区域内で営業時間短縮要請等に応じない飲食店等に対しては、法第31条の6第3項に基づく命令等、必要な措置を行います。
- 飲食店等の感染防止対策の向上を図るため、あいスタ認証制度の普及に取り組みます。
- 県機関においても、テレワーク、ローテーション勤務、時差出勤など、人との接触機会を低減する取組を進めます。
- 感染防止対策の実施に際しては、国、医療機関、市町村等関係機関、団体はもとより、岐阜県・三重県と連携して取組を進めます。

<2月12日(土)~3月6日(日)>



別図2

感染リスクが高まる「5つの場面」

場面① 飲酒を伴う懇親会等

- 飲酒の影響で気分が高揚すると同時に注意力が低下する。また、感覚が鈍麻し、大きな声になりやすい。
- 特に敷居などで区切られている狭い空間に、長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが高まる。
- また、回し飲みや箸などの共用が感染のリスクを高める。



場面② 大人数や長時間におよぶ飲食

- 長時間におよぶ飲食、接待を伴う飲食、深夜のはしご酒では、短時間の食事に比べて、感染リスクが高まる。
- 大人数、例えば5人以上の飲食では、大声になり飛沫が飛びやすくなるため、感染リスクが高まる。



場面③ マスクなしでの会話

- マスクなしに近距離で会話をすることで、飛沫感染やマイクロ飛沫感染での感染リスクが高まる。
- マスクなしでの感染例としては、屋カラオケなどでの事例が確認されている。
- 車やバスで移動する際の中でも注意が必要。



場面④ 狭い空間での共同生活

- 狭い空間での共同生活は、長時間にわたり閉鎖空間が共有されるため、感染リスクが高まる。
- 寮の部屋やトイレなどの共用部分での感染が疑われる事例が報告されている。



場面⑤ 居場所の切り替わり

- 仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まることもある。
- 休憩室、喫煙所、更衣室での感染が疑われる事例が確認されている。



別表1 営業時間短縮等を要請する施設

(出典)新型コロナウイルス感染症対策分科会資料

<措置区域(法第31条の6第1項に基づく要請)>

施設の種類	施設	要請内容
飲食店	飲食店(居酒屋、バー(接待や遊興を伴わないもの)を含む。)、喫茶店等 (宅配・テイクアウトサービスは除く。)	【あいスタ認証店】 <u>延長前、延長後のそれぞれの期間を通してにおいて</u> 、以下の①、②のどちらかを選択 ① 5時から20時まで(酒類の提供を行わないこと) ② 5時から21時まで(酒類の提供は11時から20時まで)
遊興施設等 (※)	バー(接待や遊興を伴うもの)、カラオケボックス等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている施設	【その他の店】 5時から20時まで(酒類の提供を行わないこと)

(※) 遊興施設のうち、ネットカフェ、マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は、業種別ガイドラインに基づく感染予防対策が徹底されていることを前提に、要請の対象外

別表2 飲食店等以外に対する感染防止対策の要請

	施設	内容
第4号	劇場、観覧場、映画館、演芸場 など	<p>建築物の床面積の合計が1,000㎡を超えるものに限る</p> <p><措置区域> (法第31条の6第1項に基づく要請)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従業員への検査勧奨 ・入場者の感染防止のための整理・誘導(※) ・発熱その他の症状のある者の入場の禁止 ・手指の消毒設備の設置 ・事業を行う場所の消毒 ・入場者に対するマスクの着用その他の感染の防止に関する措置の周知 ・正当な理由なくマスクの着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止(すでに入場している者の退場を含む) ・施設の換気 ・アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保 <p>※入場整理等の実施状況については、ホームページ等を通じて広く周知するようお願いいたします。</p> <p><措置区域以外> (法第24条第9項に基づく協力要請)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協力要請内容は措置区域と同じ
第5号	集会場、公会堂、葬祭場 など	
第6号	展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール など	
第7号	大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店、家電量販店、スーパー、コンビニ、ガソリンスタンド など	
第8号	ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る。)	
第9号	体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、柔剣道場、ボウリング場、テーマパーク、遊園地、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニス場、ゴルフ練習場、バッティング練習場、スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ、マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンター など	
第10号	博物館、美術館、図書館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園など	
第11号	個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、ネットカフェ、マンガ喫茶 など	
第12号	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステティック業、リラクゼーション業、銭湯、理容店、美容店、質屋、貸衣装屋、クリーニング店 など	
第13号	自動車教習所、学習塾 など	

※ 左欄の各号は、施行令第11条第1項各号を示す。

緊急事態宣言解除後地域における当面の間の飲食業の在り方

I. 【店内換気】二酸化炭素濃度測定器を用いて店内を測定し、二酸化炭素濃度が一定水準（目安1,000ppm）を超えないように換気や収容人数を調整する。なお、二酸化炭素濃度が一定水準を超えた場合に自動的に換気が行われる技術を導入する方法もありうる。

II. 【間隔確保】①同一グループ内の人と人との間隔、及び、②他のグループとのテーブル間の距離、を一定以上（目安1～2m）に確保する。なお、距離の確保が困難な場合には、飛沫の飛散防止に有効な遮蔽板（アクリル板等）等を設置するなど工夫する。

III. 【大声】店内で会話の声が大きくなるようBGMの音量を最小限にするなど工夫する。

IV. 【その他】①席の近くに消毒液を設置。②店舗入口等の掲示にて食事中以外のマスク着用及び体調不良者の入店お断りをお願い。③体調の悪い人がキャンセルできるような方針を業界団体で検討。

2021年2月25日新型コロナウイルス感染症対策分科会資料から抜粋

別表4 イベントの開催制限

	収容率	人数上限	営業時間短縮
「感染防止安全計画」を策定し、県がその内容を確認したイベント(注1)	100%(注2)	20,000人(注3)	なし
その他のイベント(注4)	大声なし:100% 大声あり:50%	5,000人	

(注1)5,000人超かつ収容率50%超のイベントに適用。「感染防止安全計画」の詳細は、国からの通知に基づき運用。

(注2)感染防止安全計画策定イベントは、「大声なし」であることが必須。

(注3)ワクチン・検査パッケージ制度の適用による人数上限の緩和は行わない。

(注4)収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度(両方の条件を満たす必要)。

また、別に示すチェックリストにより、感染防止策への対応状況を確認し、そのチェックリストをイベント主催者等がWebページ等で公表し、イベント終了日から1年間保管すること。

※催物開催に当たっては、別紙「イベントの開催時の必要な感染防止策」に留意すること。

イベント開催等における必要な感染防止策

項目	基本的な感染対策
①飛沫の抑制（マスク着用や大声を出さないこと）の徹底	<input type="checkbox"/> 飛沫が発生するおそれのある行為を抑制するため、適切なマスク（品質の確かな、できれば不織布）の正しい着用や大声を出さないことを周知・徹底し、そうした行為をする者がいた場合には、個別に注意、退場処分等の措置を講じる * 大声を「観客等が、⑦通常よりも大きな声量で、④反復・継続的に声を発すること」と定義し、これを積極的に推奨する又は必要な対策を施さないイベントは「大声あり」に該当することとする。 * 大声を伴う可能性のあるため収容率を50%とする場合でも、常に大声を出すことは飛沫防止の観点から望ましいものではないため、対策を徹底すること。 * 飛沫が発生するおそれのある行為には、大声での会話を誘発するような、大音量のBGMや応援なども含む。 * 適切なマスクの正しい着用については、厚生労働省HP「国民の皆さまへ（新型コロナウイルス感染症）」参照
②手洗、手指・施設消毒の徹底	<input type="checkbox"/> こまめな手洗や手指消毒の徹底を促す（会場出入口等へのアルコール等の手指消毒液の設置や場内アナウンス等の実施） <input type="checkbox"/> 主催者側による施設内（出入口、トイレ、共用部等）の定期的かつこまめな消毒の実施
③換気の徹底	<input type="checkbox"/> 法令を遵守した空調設備の設置による常時換気又はこまめな換気（1時間に2回以上・1回に5分以上）の徹底 * 室温が下らない範囲での常時窓開けも可。 * 屋外開催は上記と同程度の換気効果と想定。 * 必要に応じて、湿度40%以上を目安に加湿も検討。
④来場者間の密集回避	<input type="checkbox"/> 入退場時の密集を回避するための措置（入場ゲートの増設や時間差入退場等）の実施 <input type="checkbox"/> 休憩時間や待合場所での密集を回避するための人員配置や動線確保等の体制構築 * 入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はキャパシティに応じて収容人数を制限する等、最低限人と人が触れ合わない程度の間隔を確保する。 <input type="checkbox"/> 大声を伴わない場合には、人と人が触れ合わない間隔、大声を伴う可能性のあるイベントは、前後左右の座席との身体的距離の確保 * 「大声あり」の場合、座席間は1席（立席の場合できるだけ2m、最低1m）空けること。
⑤飲食の制限	<input type="checkbox"/> 飲食時における感染防止策（飲食店に求められる感染防止策等を踏まえた十分な対策）の徹底 <input type="checkbox"/> 食事中以外のマスク着用の推奨 <input type="checkbox"/> 長時間マスクを外す飲食は、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため、可能な限り、飲食専用エリア以外（例：観客席等）は自粛 * 発声がないことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保や、マスクを外す時間を短くするため食事時間を短縮する等の対策ができる環境においてはこの限りではない。 <input type="checkbox"/> 自治体等の要請に従った飲食・酒類提供の可否判断（提供する場合には飲酒に伴う大声等を防ぐ対策を検討）
⑥出演者等の感染対策	<input type="checkbox"/> 有症状者（発熱又は風邪等の症状を呈する者）は出演・練習を控えるなど日常からの出演者やスタッフ等の健康管理を徹底する * 体調が悪いときは医療機関等に適切に相談。 <input type="checkbox"/> 練習時等、イベント開催前も含め、声を発出する出演者やスタッフ等の関係者間での感染リスクに対処する * 練習時等であっても、適切なマスクの正しい着用、出演者やスタッフ等の関係者間の適切な距離確保、換気、必要に応じた検査等の対策が必要。 <input type="checkbox"/> 出演者やスタッフ等と観客がイベント前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じる（誘導スタッフ等、必要な場合を除く）
⑦参加者の把握・管理等	<input type="checkbox"/> チケット購入時又は接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービス（BluetoothやQRコードを用いたもの等）を活用。 * 原則、参加者全員に対してアプリダウンロードまたは、氏名・連絡先等の把握を徹底。 <input type="checkbox"/> 入場時の検温、有症状（発熱又は風邪等の症状）等を理由に入場できなかった際の払戻し措置等により、有症状者の入場を確実に防止 * チケット販売時に、有症状の場合は早めに連絡・キャンセルすることを周知すること。 <input type="checkbox"/> 時差入退場の実施や直行・直帰の呼びかけ等イベント前後の感染防止の注意喚起

※上記に加え、自治体からの要請や各業界が定める業種別ガイドライン（該当する業種において策定されている場合）を遵守すること。

2021年11月19日 国・事務連絡「基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」から抜粋

別表5 新型コロナウイルス感染症関連の主な相談窓口

① 新型コロナウイルス感染症に関する各種相談窓口

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
愛知県・新型コロナウイルス感染症 「県民相談総合窓口(コールセンター)」	052-954-7453	午前9時～午後5時 (土、日、祝日を含む毎日)	
愛知県感染防止対策協力金専用(飲食店営業時間短縮 要請枠・カラオケ設備利用自粛要請枠)コールセンター	052-228-7310	午前9時～午後5時 (土、日、祝日を含む毎日)	愛知県感染防止対策協力金(飲食店営業時間短縮要請枠・ カラオケ設備利用自粛要請枠)に関する事
愛知県感染防止対策協力金専用(大規模施設等営業 時間短縮要請枠)コールセンター	0120-263-225 (フリーダイヤル)	午前9時～午後5時 (土、日、祝日を含む毎日)	愛知県感染防止対策協力金(大規模施設等営業時間短縮 要請枠)に関する事
愛知県中小企業者等応援金専用コールセンター	0120-100-476 (フリーダイヤル)	午前9時～午後5時 (土、日、祝日を含む毎日)	愛知県中小企業者等応援金に関する事
あいスタ認証コールセンター	052-977-3655	午前10時～午後5時 (土、日、祝日を含む毎日)	あいスタ認証の申請手続き、審査基準、ワクチン・検査パッ ケージ制度適用登録に関する事

② 新型コロナワクチンに関する電話相談窓口

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
厚生労働省新型コロナワクチンコールセンター	0120-761770 (フリーダイヤル)	午前9時～午後9時 (土・祝日も実施)	

③ 中小・小規模企業総合相談窓口

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
産業政策課	052-954-6330	平日 午前8時45分～午後5時30分	中小・小規模企業対策全体
中小企業金融課	052-954-6333		中小・小規模企業金融支援策
産業人材育成課	052-954-6365		中小・小規模企業人材支援策
産業人材育成支援センター	052-954-6717		
尾張県民事務所産業労働課	052-961-7211(代表)		中小・小規模企業対策全体
海部県民事務所産業労働課	0567-24-2111(代表)		
知多県民事務所産業労働課	0569-21-8111(代表)		
西三河県民事務所産業労働課	0564-23-1211(代表)		
豊田加茂産業労働・山村振興グループ	0565-32-7498		
東三河総局企画調整部産業労働課	0532-54-5111(代表)		
新城設楽振興事務所山村振興課産業労働グループ	0536-23-2111(代表)		
あいち産業科学技術総合センター	0561-76-8301		中小・小規模企業技術指導
産業技術センター	0566-24-1841		中小・小規模企業技術指導全般に関する事
常滑窯業試験場	0569-35-5151		
三河窯業試験場	0566-41-0410		中小・小規模企業技術指導のうち窯業に関する事
瀬戸窯業試験場	0561-21-2116		
食品工業技術センター	052-325-8091		中小・小規模企業技術指導のうち食品工業に関する事
尾張繊維技術センター	0586-45-7871		中小・小規模企業技術指導のうち繊維工業に関する事
三河繊維技術センター	0533-59-7333		
(公財)あいち産業振興機構	052-715-3071		中小・小規模企業対策全体
愛知県信用保証協会		各相談窓口の業務時間内	中小・小規模企業金融支援策
総合相談窓口	0120-454-754		
西三河支店	0564-25-2430		
東三河支店	0532-57-5611		
愛知県中小企業団体中央会	052-485-6811		中小・小規模企業対策全体
各商工会議所及び各商工会	-		中小・小規模企業対策全体

④ 児童福祉施設及び障害者福祉サービス施設・事業所等に対する相談窓口

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
(公社)愛知県看護協会	090-1563-6688	平日 午前9時～午後5時	来所相談は要予約

⑤ 学校に関する相談窓口

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
義務教育課 教科指導・人権教育グループ	052-954-6799	平日 午前8時45分～午後5時30分	小・中学校、義務教育学校関係
高等学校教育課 教科・定通指導グループ	052-954-6787	平日 午前8時45分～午後5時30分	高等学校関係
特別支援教育課 指導グループ	052-954-6798	平日 午前8時45分～午後5時30分	特別支援学校関係
保健体育課 振興・保健グループ	052-954-6793	平日 午前8時45分～午後5時30分	学校保健、運動部活動、給食関係

⑥ 感染が不安な方や健康に関する相談窓口

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
診療・検査医療機関(公表の了承の得られた医療機関)	https://www.pref.aichi.jp/site/covid19-aichi/soudan.html#1		

受診・相談センター

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
瀬戸保健所	0561-82-2196	平日 午前9時～午後5時	瀬戸市、尾張旭市、豊明市、日進市、東郷町、長久手市
春日井保健所	0568-37-3859		春日井市、小牧市
江南保健所	0587-56-2157		犬山市、江南市、岩倉市、大口町、扶桑町
清須保健所	052-401-2100		稲沢市、清須市、北名古屋、豊山町
津島保健所	0567-26-4137		津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛鳥村
半田保健所	0569-21-3341		半田市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町
知多保健所	0562-32-6211		常滑市、東海市、大府市、知多市
衣浦東部保健所	0566-21-4797		碧南市、刈谷市、安城市、知立市、高浜市、みよし市
西尾保健所	0563-56-5241		西尾市、幸田町
新城保健所	0536-22-2203		新城市、設楽町、東栄町、豊根村
豊川保健所	0533-86-3188	豊川市、蒲郡市、田原市	

夜間・休日の受診相談窓口

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
夜間・休日相談窓口	052-526-5887	平日夜間 午後5時30分～翌午前9時 土、日、祝日 24時間体制	

政令市・中核市にお住まいの方の相談窓口

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
名古屋市保健所	050-3614-0741	毎日 24時間体制	名古屋市
豊橋市保健所	0532-39-9119	毎日 24時間体制	豊橋市
岡崎市保健所	0564-23-5074	平日 午前9時～午後5時	岡崎市
	052-856-0318	平日夜間 午後5時～翌午前9時 (コールセンター) 土・日・祝日 24時間体制	
一宮市保健所	0586-52-3850	昼間(午前8時45分～午後5時)	一宮市
	052-856-0315	夜間(午後5時～翌午前8時45分)	
豊田市保健所	0565-34-6586	平日 午前9時～午後5時	豊田市
	050-3615-6946	平日夜間 午後5時～翌午前9時 (コールセンター) 土・日・祝日 24時間体制	

かかりつけの診療所・病院が開いていないとき

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
愛知県救急医療情報センター	052-263-1133	毎日、24時間体制	名古屋地域
	0532-63-1133		豊橋地域
	0564-21-1133		岡崎地域
	0586-72-1133		一宮地域
	0561-82-1133		瀬戸地域
	0569-28-1133		半田地域
	0568-81-1133		春日井地域
	0567-26-1133		津島地域
	0566-36-1133		刈谷地域
	0565-34-1133		豊田地域
	0563-54-1133		西尾地域
	0562-33-1133		尾張横須賀地域
	0536-22-1133		新城地域
	0536-62-1133		設楽地域
	0531-23-1133		田原地域

一般相談窓口

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
瀬戸保健所	0561-82-2196	平日 午前9時～午後5時	瀬戸市、尾張旭市、豊明市、日進市、東郷町、長久手市
春日井保健所	0568-31-2188		春日井市、小牧市
江南保健所	0587-56-2157		犬山市、江南市、岩倉市、大口町、扶桑町
清須保健所	052-401-2100		稲沢市、清須市、北名古屋、豊山町
津島保健所	0567-26-4137		津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛鳥村
半田保健所	0569-21-3341		半田市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町
知多保健所	0562-32-6211		常滑市、東海市、大府市、知多市
衣浦東部保健所	0566-21-4797		碧南市、刈谷市、安城市、知立市、高浜市、みよし市
西尾保健所	0563-56-5241		西尾市、幸田町
新城保健所	0536-22-2203		新城市、設楽町、東栄町、豊根村
豊川保健所	0533-86-3188	豊川市、蒲郡市、田原市	

政令市・中核市にお住まいの方の一般相談窓口

千種保健センター	052-753-1982	平日 午前8時45分～午後5時15分	
東保健センター	052-934-1218		
北保健センター	052-917-6552		
西保健センター	052-523-4618		
中村保健センター	052-481-2295		
中保健センター	052-265-2262		
昭和保健センター	052-735-3964		
瑞穂保健センター	052-837-3264		
熱田保健センター	052-683-9683		
中川保健センター	052-363-4463		
港保健センター	052-651-6537		
南保健センター	052-614-2814		
守山保健センター	052-796-4623		
緑保健センター	052-891-3623		
名東保健センター	052-778-3114		
天白保健センター	052-807-3917		
豊橋市保健所	0532-39-9119	毎日 午前9時～午後5時	
岡崎市保健所	0564-23-5074	毎日 午前9時～午後5時	
一宮市保健所	0586-52-3850	平日 午前8時30分～午後5時15分	
豊田市保健所	0565-34-6052	平日 午前9時～午後5時	

看護所による一般相談窓口(健康相談)

感染症対策局感染症対策課	052-954-6272	午前9時～午後5時30分 (土・日・祝日を含む毎日)	
--------------	--------------	-------------------------------	--

⑦ 相談窓口が分からない方への総合案内

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容等)
愛知県県民相談・情報センター	052-962-5100	平日 午前9時～午後5時15分	
西三河県民相談室	0564-27-0800	平日 午前9時～午後5時15分	
東三河県民相談室	0532-52-7337	平日 午前9時～午後5時15分	

別 添

事業の継続が求められる事業者

以下、事業者等については、「三つの密」を避けるための取組を講じていただきつつ、事業の継続を求める。

1. 医療体制の維持

- ・新型コロナウイルス感染症の治療はもちろん、その他の重要疾患への対応もあるため、全ての医療関係者の事業継続を要請する。
- ・医療関係者には、病院・薬局等のほか、医薬品・医療機器の輸入・製造・販売、献血を実施する採血業、入院者への食事提供等、患者の治療に必要な全ての物資・サービスに関わる製造業、サービス業を含む。

2. 支援が必要な方々の保護の継続

- ・高齢者、障害者等特に支援が必要な方々の居住や支援に関する全ての関係者(生活支援関係事業者)の事業継続を要請する。
- ・生活支援関係事業者には、介護老人福祉施設、障害者支援施設等の運営関係者のほか、施設入所者への食事提供など、高齢者、障害者等が生活する上で必要な物資・サービスに関わる全ての製造業、サービス業を含む。

3. 国民の安定的な生活の確保

- ・自宅等で過ごす国民が、必要最低限の生活を送るために不可欠なサービスを提供する関係事業者の事業継続を要請する。

- ① インフラ運営関係(電力、ガス、石油・石油化学・LPガス、上下水道、通信・データセンター等)
- ② 飲食料品供給関係(農業・林業・漁業、飲食料品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等)
- ③ 生活必需物資供給関係(家庭用品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等)
- ④ 宅配・テイクアウト、生活必需物資の小売関係(百貨店・スーパー、コンビニ、ドラッグストア、ホームセンター等)
- ⑤ 家庭用品のメンテナンス関係(配管工・電気技師等)
- ⑥ 生活必需サービス(ホテル・宿泊、銭湯、理美容、ランドリー、獣医等)
- ⑦ ごみ処理関係(廃棄物収集・運搬、処分等)
- ⑧ 冠婚葬祭業関係(火葬の実施や遺体の死後処置に係る事業者等)
- ⑨ メディア(テレビ、ラジオ、新聞、ネット関係者等)
- ⑩ 個人向けサービス(ネット配信、遠隔教育、ネット環境維持に係る設備・サービス、自家用車等の整備等)

4. 社会の安定の維持

・社会の安定の維持の観点から、企業の活動を維持するために不可欠なサービスを提供する関係事業者の最低限の事業継続を要請する。

- ① 金融サービス(銀行、信金・信組、証券、保険、クレジットカードその他決済サービス等)
- ② 物流・運送サービス(鉄道、バス・タクシー・トラック、海運・港湾管理、航空・空港管理、郵便等)
- ③ 国防に必要な製造業・サービス業の維持(航空機、潜水艦等)
- ④ 企業活動・治安の維持に必要なサービス(ビルメンテナンス、セキュリティ関係等)
- ⑤ 安全安心に必要な社会基盤(河川や道路等の公物管理、公共工事、廃棄物処理、個別法に基づく危険物管理等)
- ⑥ 行政サービス等(警察、消防、その他行政サービス)
- ⑦ 育児サービス(保育所等の児童福祉施設、放課後児童クラブ等)

5. その他

・医療、製造業のうち、設備の特性上、生産停止が困難なもの(高炉や半導体工場等)、医療・支援が必要な人の保護・社会基盤の維持等に不可欠なもの(サプライチェーン上の重要物を含む。)を製造しているものについては、感染防止に配慮しつつ、継続する。また、医療、国民生活・国民経済維持の業務を支援する事業者等にも、事業継続を要請する。

・学校等については、児童生徒等や学生の学びの継続の観点等から、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等を踏まえ、事業継続を要請する。

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針 令和3年11月19日(令和4年1月25日変更)」から抜粋

愛知県まん延防止等重点措置

まん延防止・第6波の感染拡大の抑制に向け 県民・事業者の皆様へのお願い

実施区域 : 愛知県全域

実施期間 : 2022年 1月21日(金)~2月13日(日)

延長期間 : 2月14日(月)~3月6日(日)

全般的な方針

- 国の基本的対処方針を踏まえ、飲食店等に対する営業時間短縮要請、県をまたぐ不要不急の移動自粛、テレワークの推進、イベント開催制限等の取組を推進します。
- 特に、別に定める区域を重点措置を講じるべき区域(以下「措置区域」という。)とし、措置区域については、飲食店等に対する営業時間短縮要請などの対策を集中的に実施します(「別図1」の市町村)。

I. 県民の皆様へのお願い

① 不要不急の行動の自粛

- 混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出・移動の自粛及び感染対策が徹底されていない飲食店等の利用の自粛をお願いします。
- 営業時間短縮を要請した時間以降、飲食店等にみだりに出入りをしないでください。

② 県をまたぐ不要不急の移動自粛

- オミクロン株による感染が増加していることを踏まえ、県をまたぐ不要不急の移動、特に、まん延防止等重点措置区域が適用されている都道府県への移動は、極力控えてください。

③ 高齢者等への感染拡大の防止

- 重症化しやすい高齢者、基礎疾患のある方々、妊婦の皆さんが感染しないよう、人と人との距離の確保やマスク着用(不織布マスクを推奨。以下同じ。)など、基本的な感染防止対策の徹底などの配慮をお願いします。
- これらの方々も、感染リスクの高い施設の利用を避け、いつも会う人と少人数で会う等、感染防止対策の徹底をお願いします。

④ 基本的な感染防止対策の徹底

- 「感染しない、感染させない」を徹底してください。
- 特に、若い世代の方々は、基本的な感染防止対策を徹底してください。
- 会食・飲食する際は、同一グループで同一テーブルに4人まで(介助や介護を要する場合は除く)、**黙食を基本とし**、飲食する時だけマスクを外し、会話の際には「マスク会食」を徹底してください。また、「大声で騒ぐこと」は、飛まつ感染につながるため、やめていただくようお願いします。
- 「ニューあいちスタンダード認証店(以下「あいスタ認証店」という。)や「安全・安心宣言施設」のステッカー掲載店で、感染防止対策が徹底されている店を利用してください。
- ワクチン接種を終えた方も含めて、日頃から、「三つの密」が発生する場所を避け、大人数や長時間におよぶ飲食など別図2「感染リスクが高まる5つの場面」では、**マスクの着用、手指消毒等、基本的な感染防止対策を徹底してください。**
- タクシーやバス・電車等の公共交通機関では、常にマスクを着用し、大声での会話は控えてください。
- 適切な温度・湿度等を保ちつつ、十分な換気を行ってください。
- **家庭内においても、室内を定期的に換気し、こまめに手洗いを行っていただくとともに、子供の感染防止策を徹底してください。**
- 発熱等の症状が出たときは、まずは、かかりつけ医等の地域の医療機関や、保健所に設置された「受診・相談センター」等に電話相談の上、県が指定した「診療・検査医療機関」を受診してください。
- 無症状でも感染の不安がある場合は、PCR等検査を受けてください。
- 接触確認アプリCOCOAを、県民・事業者の皆様、オール愛知で活用し、検査の受診など保健所の早期サポートにつなげてください。

Ⅱ. 事業者の皆様へのお願い

⑤ 飲食店等に対する営業時間短縮等の要請

- 措置区域内の食品衛生法に基づく飲食店営業・喫茶店営業の許可を受けた飲食店・カラオケ店(「別表1」に定める施設、以下「飲食店等」という。)に対し、次のおり要請します。なお、デリバリー、テイクアウトによる営業は要請の対象外とします。

<措置区域(法第31条の6第1項に基づく要請)>

・要請期間 1月21日(金)から2月13日(日)までの24日間

・延長期間 2月14日(月)から3月6日(日)までの21日間

・対象店舗 飲食店等

・営業時間 あいスタ認証店は、延長前(1月21日から2月13日まで)、延長後(2月14日から3月6日まで)のそれぞれの期間において、以下の①、②のどちらかを選択(延長前、延長後の各期間内における選択は変更できません)

①5時から20時まで(酒類の提供を行わないこと)

②5時から21時まで(酒類の提供は11時から20時まで)

その他の店は、5時から20時まで(酒類の提供を行わないこと)

・感染防止対策

- (1) 従業員への検査勧奨
- (2) 入場者の感染防止のための整理・誘導
- (3) 発熱その他の症状のある者の入場の禁止
- (4) 手指の消毒設備の設置
- (5) 事業を行う場所の消毒
- (6) 入場者に対するマスクの着用その他の感染の防止に関する措置の周知
- (7) 正当な理由なくマスクの着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止(すでに入場している者の退場を含む)
- (8) 施設の換気
- (9) アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保
- (10) 同一グループの同一テーブルへの入店案内は4人まで(介助や介護を要する場合は除く)

※「あいスタ認証店」において、ワクチン・検査パッケージ制度の適用による人数制限の緩和は行わない。

<措置区域以外(法第24条第9項に基づく協力要請)>

○ 引き続き、これまでと同様の感染防止対策の徹底をお願いします。

・感染防止対策 措置区域と同じ

⑥ 飲食店等以外に対する感染防止対策の要請

○ 「別表2」の施設欄に定める施設に対し、「別表2」の内容欄のとおり要請を行います。

⑦ 業種別ガイドラインの遵守等

- 飲食店では、二酸化炭素濃度測定器を使った店内の換気状態の確認や、会話の声が大きくなるようBGMの音量を最小限にするなど、別表3の対策をお願いします。
- 全ての施設で、感染防止対策を自己点検の上、業種別ガイドラインや県の感染防止対策リストの遵守の徹底を強くお願いします。
- 事業者は、「あいスタ認証店」や「安全・安心宣言施設」のステッカーを掲示し、利用者に施設の安全性と感染防止対策への協力を呼び掛けてください。

⑧ 生活・経済の安定確保に不可欠な業務の継続

- 「別添」の事業継続が求められる事業者及びこれらの業務を支援する事業者においては、「三つの密」を避けるために必要な対策を含め、十分な感染防止策を講じつつ、感染者や濃厚接触者が発生し、欠勤者が多く発生する場合においても、事業の特性を踏まえ、業務の継続をお願いします。

⑨ テレワークの推進等

- 事業者は、接触機会の低減に向け、休暇取得の促進やテレワーク、ローテーション勤務の推進をお願いします。また、テレワークの活用等による出勤者数削減の実施状況を自ら積極的に公表し、取組を推進するようお願いします。
- 事業の継続に必要な場合を除き、21時以降の勤務を抑制するようお願いします。
- 時差出勤、週休や昼食時間の分散化など、通勤・在勤時の「三つの密」を防ぐ取組の徹底をお願いします。

⑩ 職場クラスターを防ぐ感染防止対策

- 職場・寮での手指消毒、マスク着用、職員同士の距離確保、換気の励行、複数人が触る箇所の消毒、発熱等の症状が見られる従業員の出勤自粛、テレビ会議の活用、感染リスクが高まる「5つの場面」を避ける行動などの感染防止対策を徹底してください。
- 特に、休憩室、更衣室、喫煙室等、職場での「居場所の切り替わり」に注意するよう周知してください。
- 従業員に、基本的な感染防止対策の徹底を呼び掛けていただくようお願いします。

⑪ 事業継続計画(BCP)の点検・策定

- 感染爆発に起因する従業員の療養等により、事業活動の低下が懸念されます。あらゆる事業所において、事業継続計画(BCP)を点検し、未策定の場合は早急に策定をお願いします。

Ⅲ. その他のお願い

⑫ イベントの開催制限等

ア. 事業者におけるイベントの開催制限

- 事業者に対する、法第24条第9項に基づくイベントの開催制限は、別表4の基準に制限するとともに、業種別ガイドラインに基づく感染防止対策の徹底をお願いします。
- あわせて、参加者に対するイベント前後の「三つの密」を回避するための方策の徹底をお願いします。

イ. 参加者へのお願い

- イベントに参加する場合は、人との距離確保、マスク着用、大声で会話や過度な飲酒を控えるなど、感染防止対策を徹底し、対策がとれない場合は、参加を自粛してください。

※特に、大規模なイベントを開催する際には、事業者は、人数上限やエリア内の行動管理など、適切な感染防止対策を徹底するとともに、参加者は、自覚をもって、感染防止対策を自ら徹底するようお願いします。

⑬ 行事等での対策

- 多数の人が集まる行事については、人と人の距離の確保・マスクの着用・手指衛生・大声での会話の自粛など「基本的な感染防止対策」の徹底をお願いします。

⑭ 学校等での対応

- 感染の急拡大を抑制するため、学校においては、健康観察の徹底（体調不良の際は登校させない）、手洗い・換気・マスク着用、オンライン学習の活用、食事中の会話禁止（会話は食事後にマスクを着けてから）等の感染防止対策を徹底して、教育活動の継続をお願いします。
- 特に、発熱等の症状がある学生等が登校や活動参加を控えるようお願いします。
- 「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動」(※)は、行わないようお願いします。

※（近距離で活動する）理科の実験や観察、美術の共同制作等、長時間対面形式となるグループワーク等及び一斉に大きな声で話す活動、合唱及び管楽器演奏、調理実習、密集する運動、組み合ったり接触したりする運動

- 地域の感染状況や学校の実情に応じて、時差登校、分散登校の検討をお願いします。
- 分散登校、臨時休業等で登校できない場合は、可能な限りオンラインによる学習支援をお願いします。

- 寮生活、クラブ・部活動など集団行動における感染防止対策の徹底をお願いします。
- 部活動は、原則休止をお願いします。
- 家庭においても、規則正しい生活習慣の徹底（体調不良の際は登校しない・させない）をお願いします。
- 修学旅行等の校外行事の実施については、旅行先の感染状況を確認し、感染防止対策を徹底した上で慎重に判断するようお願いいたします。
- 大学等においても適切な対応をお願いします。

⑮ 保育所、認定こども園、幼稚園等での対応

- 保育所等が果たす社会的機能を維持するため原則開所をお願いします。また、医療従事者等の社会機能維持者等の就労継続が可能となるよう、休園した保育所等の児童に対する代替保育を確保するなど、地域の保育機能を維持するようお願いします。
- 「保育所における感染症対策ガイドライン」等を踏まえた対応を基本としつつ、感染リスクが高い活動を避けるとともに、児童をできるだけ少人数のグループに分割するなど、感染を広げない形での保育を行うようお願いします。
- 保護者が参加する行事の延期等を含めて大人数での行事を自粛するようお願いいたします。
- 発育状況等からマスクの着用が無理なく可能と判断される児童については、可能な範囲で、一時的に、マスク着用を奨めるようお願いします。ただし、2歳未満児のマスク着用は奨めず、低年齢児については特に慎重に対応するようお願いします。マスクを着用する場合には、息苦しくないか、嘔吐していないかなどの子どもの体調変化に十分注意するほか、本人の調子が悪い場合などは無理して着用させる必要はありません。さらに、一律に着用を求めたり、児童や保護者の意図に反して実質的に無理強いすることにならないよう、現場に対して留意点を丁寧に周知し、適切な運用をお願いします。
- なお、放課後児童クラブ等においても同様の取扱をお願いします。

⑯ 高齢者施設等での対応

- 「高齢者を守る8つのポイント」を遵守し、感染防止対策の徹底をお願いします。さらに、集団感染を防ぐため、施設職員を対象とするスクリーニング検査の積極的な受検をお願いします。
- レクリエーション時のマスク着用、送迎時の窓開け等、「介護現場における感染対策の手引き」に基づく対応を徹底してください。

- 面会者からの感染を防ぐため、感染が拡大している地域では、オンラインによる面会の実施も含めて対応を検討してください。通所施設において、導線の分離など、感染対策をさらに徹底してください。

IV. 県の取組

- 災害医療の専門家で構成する医療体制緊急確保チームを中心に、県内全ての医療機関と協力し、引き続き、検査体制及び医療提供体制の更なる強化と維持に全力をあげます。
- 新たな宿泊療養施設を順次開設するとともに、体調が悪化した自宅療養者等が速やかに必要な医療が受けられる体制を確保します。
- 健康上の理由等によるワクチン未接種の方や感染不安を感じる無症状の方が無料でPCR等検査を身近で受けられるよう、登録検査所を増加させます。
- 新型コロナワクチンの3回目接種については、国、市町村、医療機関、医師会等関係団体、企業・大学等と緊密に連携し、希望する全ての対象の方に円滑に接種を進めます。実施にあたっては、本県独自の取組により、3回目接種の対象者全ての接種間隔を6か月に前倒すとともに、医療従事者や高齢者施設等の入所者、看護学生や医学部生、警察・消防職員、自衛隊員、保育士・幼稚園教諭等に対する接種券なしの接種を積極的に進め、3回目接種を加速します。
- また、6か所の大規模集団接種会場を開設し、3回目接種の加速化を図ります。
- 重症化リスクの高い高齢者施設等の入所者を守り、施設内感染を防ぐため、県内全域で、高齢者施設等職員へのスクリーニング検査を実施します。
- 感染防止対策の継続により影響を受ける県民・事業者の皆様に対し、国の施策と連携し、きめ細かな支援に努めるとともに、相談体制として、「別表5」の相談窓口やコールセンターにより、様々な問合せや相談に対応します。
- ⑤の営業時間の短縮要請に応じた事業者等に対し、別途定める基準に基づき、感染防止対策協力金を支給するとともに、市町村や関係団体と連携し、チラシ、ポスター、Web ページ等の媒体を活用し周知に努めます。
- 愛知県全域で飲食店等の営業時間短縮要請の協力状況及び飲食店等の感染防止対策の確認を実施し、対策を徹底します。また、措置区域内で営業時間短縮要請等に応じない飲食店等に対しては、法第31条の6第3項に基づく命令等、必要な措置を行います。
- 飲食店等の感染防止対策の向上を図るため、あいスタ認証制度の普及に取り組みます。

- 県機関においても、テレワーク、ローテーション勤務、時差出勤など、人との接触機会を低減する取組を進めます。
- 感染防止対策の実施に際しては、国、医療機関、市町村等関係機関、団体はもとより、岐阜県・三重県と連携して取組を進めます。

別図1

重点措置を講じるべき区域(措置区域)

<1月21日(金)~2月8日(火)>



<2月9日(水)~2月11日(金)>



<2月12日(土)~3月6日(日)>



別図2

感染リスクが高まる「5つの場面」

場面① 飲酒を伴う懇親会等

- 飲酒の影響で気分が高揚すると同時に注意力が低下する。また、感覚が鈍麻し、大きな声になりやすい。
- 特に敷居などで区切られている狭い空間に、長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが高まる。
- また、回し飲みや箸などの共用が感染のリスクを高める。



場面② 大人数や長時間におよぶ飲食

- 長時間におよぶ飲食、接待を伴う飲食、深夜のはしご酒では、短時間の食事に比べて、感染リスクが高まる。
- 大人数、例えば5人以上の飲食では、大声になり飛沫が飛びやすくなるため、感染リスクが高まる。



場面③ マスクなしでの会話

- マスクなしに近距離で会話をすることで、飛沫感染やマイクロ飛沫感染での感染リスクが高まる。
- マスクなしでの感染例としては、屋カラオケなどでの事例が確認されている。
- 車やバスで移動する際の中でも注意が必要。



場面④ 狭い空間での共同生活

- 狭い空間での共同生活は、長時間にわたり閉鎖空間が共有されるため、感染リスクが高まる。
- 寮の部屋やトイレなどの共用部分での感染が疑われる事例が報告されている。



場面⑤ 居場所の切り替わり

- 仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まることもある。
- 休憩室、喫煙所、更衣室での感染が疑われる事例が確認されている。



別表1 営業時間短縮等を要請する施設

(出典)新型コロナウイルス感染症対策分科会資料

<措置区域(法第31条の6第1項に基づく要請)>

施設の種類の	施設	要請内容
飲食店	飲食店(居酒屋、バー(接待や遊興を伴わないもの)を含む。)、喫茶店等 (宅配・テイクアウトサービスは除く。)	【あいスタ認証店】 <u>延長前、延長後のそれぞれの期間において</u> 、以下の①、②のどちらかを選択 ① 5時から20時まで(酒類の提供を行わないこと) ② 5時から21時まで(酒類の提供は11時から20時まで)
遊興施設等 (※)	バー(接待や遊興を伴うもの)、カラオケボックス等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている施設	【その他の店】 5時から20時まで(酒類の提供を行わないこと)

(※) 遊興施設のうち、ネットカフェ、マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は、業種別ガイドラインに基づく感染予防対策が徹底されていることを前提に、要請の対象外

別表2 飲食店等以外に対する感染防止対策の要請

	施設	内容
第4号	劇場、観覧場、映画館、演芸場 など	<p>建築物の床面積の合計が1,000㎡を超えるものに限る</p> <p><措置区域> (法第31条の6第1項に基づく要請)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従業員への検査勧奨 ・入場者の感染防止のための整理・誘導(※) ・発熱その他の症状のある者の入場の禁止 ・手指の消毒設備の設置 ・事業を行う場所の消毒 ・入場者に対するマスクの着用その他の感染の防止に関する措置の周知 ・正当な理由なくマスクの着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止(すでに入場している者の退場を含む) ・施設の換気 ・アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保 <p>※入場整理等の実施状況については、ホームページ等を通じて広く周知するようお願いいたします。</p> <p><措置区域以外> (法第24条第9項に基づく協力要請)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協力要請内容は措置区域と同じ
第5号	集会場、公会堂、葬祭場 など	
第6号	展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール など	
第7号	大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店、家電量販店、スーパー、コンビニ、ガソリンスタンド など	
第8号	ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る。)	
第9号	体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、柔剣道場、ボウリング場、テーマパーク、遊園地、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニス場、ゴルフ練習場、バッティング練習場、スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ、マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンター など	
第10号	博物館、美術館、図書館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園など	
第11号	個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、ネットカフェ、マンガ喫茶 など	
第12号	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステティック業、リラクゼーション業、銭湯、理容店、美容店、質屋、貸衣装屋、クリーニング店 など	
第13号	自動車教習所、学習塾 など	

※ 左欄の各号は、施行令第11条第1項各号を示す。

緊急事態宣言解除後地域における当面の間の飲食業の在り方

I. 【店内換気】二酸化炭素濃度測定器を用いて店内を測定し、二酸化炭素濃度が一定水準（目安1,000ppm）を超えないように換気や収容人数を調整する。なお、二酸化炭素濃度が一定水準を超えた場合に自動的に換気が行われる技術を導入する方法もありうる。

II. 【間隔確保】①同一グループ内の人と人との間隔、及び、②他のグループとのテーブル間の距離、を一定以上（目安1～2m）に確保する。なお、距離の確保が困難な場合には、飛沫の飛散防止に有効な遮蔽板（アクリル板等）等を設置するなど工夫する。

III. 【大声】店内で会話の音が大きくなるようBGMの音量を最小限にするなど工夫する。

IV. 【その他】①席の近くに消毒液を設置。②店舗入口等の掲示にて食事中以外のマスク着用及び体調不良者の入店お断りをお願い。③体調の悪い人がキャンセルできるような方針を業界団体で検討。

2021年2月25日新型コロナウイルス感染症対策分科会資料から抜粋

別表4 イベントの開催制限

	収容率	人数上限	営業時間短縮
「感染防止安全計画」を策定し、県がその内容を確認したイベント(注1)	100%(注2)	20,000人(注3)	なし
その他のイベント(注4)	大声なし:100% 大声あり:50%	5,000人	

(注1)5,000人超かつ収容率50%超のイベントに適用。「感染防止安全計画」の詳細は、国からの通知に基づき運用。

(注2)感染防止安全計画策定イベントは、「大声なし」であることが必須。

(注3)ワクチン・検査パッケージ制度の適用による人数上限の緩和は行わない。

(注4)収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度(両方の条件を満たす必要)。

また、別に示すチェックリストにより、感染防止策への対応状況を確認し、そのチェックリストをイベント主催者等がWebページ等で公表し、イベント終了日から1年間保管すること。

※催物開催に当たっては、別紙「イベントの開催時の必要な感染防止策」に留意すること。

イベント開催等における必要な感染防止策

項 目	基本的な感染対策
①飛沫の抑制（マスク着用や大声を出さないこと）の徹底	<input type="checkbox"/> 飛沫が発生するおそれのある行為を抑制するため、適切なマスク（品質の確かな、できれば不織布）の正しい着用や大声を出さないことを周知・徹底し、そうした行為をする者がいた場合には、個別に注意、退場処分等の措置を講じる ＊大声を「観客等が、⑦通常よりも大きな声量で、④反復・継続的に声を発すること」と定義し、これを積極的に推奨する又は必要な対策を施さないイベントは「大声あり」に該当することとする。 ＊大声を伴う可能性のあるため収容率を50%とする場合でも、常に大声を出すことは飛沫防止の観点から望ましいものではないため、対策を徹底すること。 ＊飛沫が発生するおそれのある行為には、大声での会話を誘発するような、大音量のBGMや応援なども含む。 ＊適切なマスクの正しい着用については、厚生労働省HP「国民の皆さまへ（新型コロナウイルス感染症）」参照
②手洗、手指・施設消毒の徹底	<input type="checkbox"/> こまめな手洗や手指消毒の徹底を促す（会場出入口等へのアルコール等の手指消毒液の設置や場内アナウンス等の実施） <input type="checkbox"/> 主催者側による施設内（出入口、トイレ、共用部等）の定期的かつこまめな消毒の実施
③換気の徹底	<input type="checkbox"/> 法令を遵守した空調設備の設置による常時換気又はこまめな換気（1時間に2回以上・1回に5分以上）の徹底 ＊室温が下らない範囲での常時窓開けも可。 ＊屋外開催は上記と同程度の換気効果と想定。 ＊必要に応じて、湿度40%以上を目安に加湿も検討。
④来場者間の密集回避	<input type="checkbox"/> 入退場時の密集を回避するための措置（入場ゲートの増設や時間差入退場等）の実施 <input type="checkbox"/> 休憩時間や待合場所での密集を回避するための人員配置や動線確保等の体制構築 ＊入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はキャパシティに応じて収容人数を制限する等、最低限人と人とが触れ合わない程度の間隔を確保する。 <input type="checkbox"/> 大声を伴わない場合には、人と人とが触れ合わない間隔、大声を伴う可能性のあるイベントは、前後左右の座席との身体的距離の確保 ＊「大声あり」の場合、座席間は1席（立席の場合できるだけ2m、最低1m）空けること。
⑤飲食の制限	<input type="checkbox"/> 飲食時における感染防止策（飲食店に求められる感染防止策等を踏まえた十分な対策）の徹底 <input type="checkbox"/> 食事中以外のマスク着用の推奨 <input type="checkbox"/> 長時間マスクを外す飲食は、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため、可能な限り、飲食専用エリア以外（例：観客席等）は自粛 ＊発声がないことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保や、マスクを外す時間を短くするため食事時間を短縮する等の対策ができる環境においてはこの限りではない。 <input type="checkbox"/> 自治体等の要請に従った飲食・酒類提供の可否判断（提供する場合には飲酒に伴う大声等を防ぐ対策を検討）
⑥出演者等の感染対策	<input type="checkbox"/> 有症状者（発熱又は風邪等の症状を呈する者）は出演・練習を控えるなど日常からの出演者やスタッフ等の健康管理を徹底する ＊体調が悪いときは医療機関等に適切に相談。 <input type="checkbox"/> 練習時等、イベント開催前も含め、声を発出する出演者やスタッフ等の関係者間での感染リスクに対処する ＊練習時等であっても、適切なマスクの正しい着用、出演者やスタッフ等の関係者間の適切な距離確保、換気、必要に応じた検査等の対策が必要。 <input type="checkbox"/> 出演者やスタッフ等と観客がイベント前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じる（誘導スタッフ等、必要な場合を除く）
⑦参加者の把握・管理等	<input type="checkbox"/> チケット購入時又は接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービス（BluetoothやQRコードを用いたもの等）を活用。 ＊原則、参加者全員に対してアプリダウンロードまたは、氏名・連絡先等の把握を徹底。 <input type="checkbox"/> 入場時の検温、有症状（発熱又は風邪等の症状）等を理由に入場できなかった際の払戻し措置等により、有症状者の入場を確実に防止 ＊チケット販売時に、有症状の場合は早めに連絡・キャンセルすることを周知すること。 <input type="checkbox"/> 時差入退場の実施や直行・直帰の呼びかけ等イベント前後の感染防止の注意喚起

※上記に加え、自治体からの要請や各業界が定める業種別ガイドライン（該当する業種において策定されている場合）を遵守すること。

2021年11月19日 国・事務連絡「基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」から抜粋

別表5 新型コロナウイルス感染症関連の主な相談窓口

① 新型コロナウイルス感染症に関する各種相談窓口

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
愛知県・新型コロナウイルス感染症「県民相談総合窓口(コールセンター)」	052-954-7453	午前9時～午後5時 (土、日、祝日を含む毎日)	
愛知県感染防止対策協力金専用(飲食店営業時間短縮要請枠・カラオケ設備利用自粛要請枠)コールセンター	052-228-7310	午前9時～午後5時 (土、日、祝日を含む毎日)	愛知県感染防止対策協力金(飲食店営業時間短縮要請枠・カラオケ設備利用自粛要請枠)に関する事
愛知県感染防止対策協力金専用(大規模施設等営業時間短縮要請枠)コールセンター	0120-263-225 (フリーダイヤル)	午前9時～午後5時 (土、日、祝日を含む毎日)	愛知県感染防止対策協力金(大規模施設等営業時間短縮要請枠)に関する事
愛知県中小企業者等応援金専用コールセンター	0120-100-476 (フリーダイヤル)	午前9時～午後5時 (土、日、祝日を含む毎日)	愛知県中小企業者等応援金に関する事
あいスタ認証コールセンター	052-977-3655	午前10時～午後5時 (土、日、祝日を含む毎日)	あいスタ認証の申請手続き、審査基準、ワクチン・検査パッケージ制度適用登録に関する事

② 新型コロナワクチンに関する電話相談窓口

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
厚生労働省新型コロナワクチンコールセンター	0120-761770 (フリーダイヤル)	午前9時～午後9時 (土・祝日も実施)	

③ 中小・小規模企業総合相談窓口

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
産業政策課	052-954-6330	平日 午前8時45分～午後5時30分	中小・小規模企業対策全体
中小企業金融課	052-954-6333		中小・小規模企業金融支援策
産業人材育成課	052-954-6365		中小・小規模企業人材支援策
産業人材育成支援センター	052-954-6717		
尾張県民事務所産業労働課	052-961-7211(代表)		中小・小規模企業対策全体
海部県民事務所産業労働課	0567-24-2111(代表)		
知多県民事務所産業労働課	0569-21-8111(代表)		
西三河県民事務所産業労働課	0564-23-1211(代表)		
豊田加茂産業労働・山村振興グループ	0565-32-7498		
東三河総局企画調整部産業労働課	0532-54-5111(代表)		
新城設楽振興事務所山村振興課産業労働グループ	0536-23-2111(代表)		
あいち産業科学技術総合センター	0561-76-8301		中小・小規模企業技術指導
産業技術センター	0566-24-1841		中小・小規模企業技術指導全般に関する事
常滑窯業試験場	0569-35-5151		
三河窯業試験場	0566-41-0410		中小・小規模企業技術指導のうち窯業に関する事
瀬戸窯業試験場	0561-21-2116		
食品工業技術センター	052-325-8091		中小・小規模企業技術指導のうち食品工業に関する事
尾張繊維技術センター	0586-45-7871		中小・小規模企業技術指導のうち繊維工業に関する事
三河繊維技術センター	0533-59-7333		
(公財)あいち産業振興機構	052-715-3071		中小・小規模企業対策全体
愛知県信用保証協会		各相談窓口の業務時間内	中小・小規模企業金融支援策
総合相談窓口	0120-454-754		
西三河支店	0564-25-2430		
東三河支店	0532-57-5611		
愛知県中小企業団体中央会	052-485-6811		中小・小規模企業対策全体
各商工会議所及び各商工会	-		中小・小規模企業対策全体

④ 児童福祉施設及び障害者福祉サービス施設・事業所等に対する相談窓口

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
(公社)愛知県看護協会	090-1563-6688	平日 午前9時～午後5時	来所相談は要予約

⑤ 学校に関する相談窓口

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
義務教育課 教科指導・人権教育グループ	052-954-6799	平日 午前8時45分～午後5時30分	小・中学校、義務教育学校関係
高等学校教育課 教科・定通指導グループ	052-954-6787	平日 午前8時45分～午後5時30分	高等学校関係
特別支援教育課 指導グループ	052-954-6798	平日 午前8時45分～午後5時30分	特別支援学校関係
保健体育課 振興・保健グループ	052-954-6793	平日 午前8時45分～午後5時30分	学校保健、運動部活動、給食関係

⑥ 感染が不安な方や健康に関する相談窓口

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
診療・検査医療機関(公表の了承の得られた医療機関)	https://www.pref.aichi.jp/site/covid19-aichi/soudan.html#1		

受診・相談センター

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
瀬戸保健所	0561-82-2196	平日 午前9時～午後5時	瀬戸市、尾張旭市、豊明市、日進市、東郷町、長久手市
春日井保健所	0568-37-3859		春日井市、小牧市
江南保健所	0587-56-2157		犬山市、江南市、岩倉市、大口町、扶桑町
清須保健所	052-401-2100		稲沢市、清須市、北名古屋、豊山町
津島保健所	0567-26-4137		津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛島村
半田保健所	0569-21-3341		半田市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町
知多保健所	0562-32-6211		常滑市、東海市、大府市、知多市
衣浦東部保健所	0566-21-4797		碧南市、刈谷市、安城市、知立市、高浜市、みよし市
西尾保健所	0563-56-5241		西尾市、幸田町
新城保健所	0536-22-2203		新城市、設楽町、東栄町、豊根村
豊川保健所	0533-86-3188	豊川市、蒲郡市、田原市	

夜間・休日の受診相談窓口

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
夜間・休日相談窓口	052-526-5887	平日夜間 午後5時30分～翌午前9時 土、日、祝日 24時間体制	

政令市・中核市にお住まいの方の相談窓口

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
名古屋市保健所	050-3614-0741	毎日 24時間体制	名古屋市
豊橋市保健所	0532-39-9119	毎日 24時間体制	豊橋市
岡崎市保健所	0564-23-5074	平日 午前9時～午後5時	岡崎市
	052-856-0318	平日夜間 午後5時～翌午前9時 (コールセンター) 土・日・祝日 24時間体制	
一宮市保健所	0586-52-3850	昼間(午前8時45分～午後5時)	一宮市
	052-856-0315	夜間(午後5時～翌午前8時45分)	
豊田市保健所	0565-34-6586	平日 午前9時～午後5時	豊田市
	050-3615-6946	平日夜間 午後5時～翌午前9時 (コールセンター) 土・日・祝日 24時間体制	

かかりつけの診療所・病院が開いていないとき

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
愛知県救急医療情報センター	052-263-1133	毎日、24時間体制	名古屋地域
	0532-63-1133		豊橋地域
	0564-21-1133		岡崎地域
	0586-72-1133		一宮地域
	0561-82-1133		瀬戸地域
	0569-28-1133		半田地域
	0568-81-1133		春日井地域
	0567-26-1133		津島地域
	0566-36-1133		刈谷地域
	0565-34-1133		豊田地域
	0563-54-1133		西尾地域
	0562-33-1133		尾張横須賀地域
	0536-22-1133		新城市地域
	0536-62-1133		設楽地域
	0531-23-1133		田原地域

一般相談窓口

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
瀬戸保健所	0561-82-2196	平日 午前9時～午後5時	瀬戸市、尾張旭市、豊明市、日進市、東郷町、長久手市
春日井保健所	0568-31-2188		春日井市、小牧市
江南保健所	0587-56-2157		犬山市、江南市、岩倉市、大口町、扶桑町
清須保健所	052-401-2100		稲沢市、清須市、北名古屋、豊山町
津島保健所	0567-26-4137		津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛島村
半田保健所	0569-21-3341		半田市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町
知多保健所	0562-32-6211		常滑市、東海市、大府市、知多市
衣浦東部保健所	0566-21-4797		碧南市、刈谷市、安城市、知立市、高浜市、みよし市
西尾保健所	0563-56-5241		西尾市、幸田町
新城保健所	0536-22-2203		新城市、設楽町、東栄町、豊根村
豊川保健所	0533-86-3188	豊川市、蒲郡市、田原市	

政令市・中核市にお住まいの方の一般相談窓口

千種保健センター	052-753-1982	平日 午前8時45分～午後5時15分	
東保健センター	052-934-1218		
北保健センター	052-917-6552		
西保健センター	052-523-4618		
中村保健センター	052-481-2295		
中保健センター	052-265-2262		
昭和保健センター	052-735-3964		
瑞穂保健センター	052-837-3264		
熱田保健センター	052-683-9683		
中川保健センター	052-363-4463		
港保健センター	052-651-6537		
南保健センター	052-614-2814		
守山保健センター	052-796-4623		
緑保健センター	052-891-3623		
名東保健センター	052-778-3114		
天白保健センター	052-807-3917		
豊橋市保健所	0532-39-9119	毎日 午前9時～午後5時	
岡崎市保健所	0564-23-5074	毎日 午前9時～午後5時	
一宮市保健所	0586-52-3850	平日 午前8時30分～午後5時15分	
豊田市保健所	0565-34-6052	平日 午前9時～午後5時	

看護所による一般相談窓口(健康相談)

感染症対策局感染症対策課	052-954-6272	午前9時～午後5時30分 (土・日・祝日を含む毎日)	
--------------	--------------	-------------------------------	--

⑦ 相談窓口が分からない方への総合案内

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容等)
愛知県県民相談・情報センター	052-962-5100	平日 午前9時～午後5時15分	
西三河県民相談室	0564-27-0800	平日 午前9時～午後5時15分	
東三河県民相談室	0532-52-7337	平日 午前9時～午後5時15分	

別 添

事業の継続が求められる事業者

以下、事業者等については、「三つの密」を避けるための取組を講じていただきつつ、事業の継続を求める。

1. 医療体制の維持

- ・新型コロナウイルス感染症の治療はもちろん、その他の重要疾患への対応もあるため、全ての医療関係者の事業継続を要請する。
- ・医療関係者には、病院・薬局等のほか、医薬品・医療機器の輸入・製造・販売、献血を実施する採血業、入院者への食事提供等、患者の治療に必要な全ての物資・サービスに関わる製造業、サービス業を含む。

2. 支援が必要な方々の保護の継続

- ・高齢者、障害者等特に支援が必要な方々の居住や支援に関する全ての関係者(生活支援関係事業者)の事業継続を要請する。
- ・生活支援関係事業者には、介護老人福祉施設、障害者支援施設等の運営関係者のほか、施設入所者への食事提供など、高齢者、障害者等が生活する上で必要な物資・サービスに関わる全ての製造業、サービス業を含む。

3. 国民の安定的な生活の確保

- ・自宅等で過ごす国民が、必要最低限の生活を送るために不可欠なサービスを提供する関係事業者の事業継続を要請する。

- ① インフラ運営関係(電力、ガス、石油・石油化学・LPガス、上下水道、通信・データセンター等)
- ② 飲食料品供給関係(農業・林業・漁業、飲食料品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等)
- ③ 生活必需物資供給関係(家庭用品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等)
- ④ 宅配・テイクアウト、生活必需物資の小売関係(百貨店・スーパー、コンビニ、ドラッグストア、ホームセンター等)
- ⑤ 家庭用品のメンテナンス関係(配管工・電気技師等)
- ⑥ 生活必需サービス(ホテル・宿泊、銭湯、理美容、ランドリー、獣医等)
- ⑦ ごみ処理関係(廃棄物収集・運搬、処分等)
- ⑧ 冠婚葬祭業関係(火葬の実施や遺体の死後処置に係る事業者等)
- ⑨ メディア(テレビ、ラジオ、新聞、ネット関係者等)
- ⑩ 個人向けサービス(ネット配信、遠隔教育、ネット環境維持に係る設備・サービス、自家用車等の整備等)

4. 社会の安定の維持

・社会の安定の維持の観点から、企業の活動を維持するために不可欠なサービスを提供する関係事業者の最低限の事業継続を要請する。

- ① 金融サービス(銀行、信金・信組、証券、保険、クレジットカードその他決済サービス等)
- ② 物流・運送サービス(鉄道、バス・タクシー・トラック、海運・港湾管理、航空・空港管理、郵便等)
- ③ 国防に必要な製造業・サービス業の維持(航空機、潜水艦等)
- ④ 企業活動・治安の維持に必要なサービス(ビルメンテナンス、セキュリティ関係等)
- ⑤ 安全安心に必要な社会基盤(河川や道路等の公物管理、公共工事、廃棄物処理、個別法に基づく危険物管理等)
- ⑥ 行政サービス等(警察、消防、その他行政サービス)
- ⑦ 育児サービス(保育所等の児童福祉施設、放課後児童クラブ等)

5. その他

・医療、製造業のうち、設備の特性上、生産停止が困難なもの(高炉や半導体工場等)、医療・支援が必要な人の保護・社会基盤の維持等に不可欠なもの(サプライチェーン上の重要物を含む。)を製造しているものについては、感染防止に配慮しつつ、継続する。また、医療、国民生活・国民経済維持の業務を支援する事業者等にも、事業継続を要請する。

・学校等については、児童生徒等や学生の学びの継続の観点等から、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等を踏まえ、事業継続を要請する。

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針 令和3年11月19日(令和4年1月25日変更)」から抜粋

「愛知県まん延防止等重点措置」の対策 ①

県民	①不要不急の行動の自粛	混雑した場所や感染リスクが高い場所を避けて
	②県をまたぐ不要不急の移動自粛	まん延防止等重点措置区域の適用都道府県への移動を控えて
	③高齢者等への感染拡大の防止	高齢者・基礎疾患のある方に配慮
	④基本的な感染防止対策の徹底	感染しない、感染させない
事業者	⑤飲食店等に対する営業時間短縮等の要請	[認証店] 期間を通して①又は②を選択 ①5時～20時(酒類提供禁止) ②5時～21時(酒類11時～20時)
	⑥飲食店等以外に対する感染防止対策の要請	[その他の店] 5時～20時(酒類提供禁止)
	⑦業種別ガイドラインの遵守等	入場者の整理誘導、マスク着用の周知等
	⑧生活・経済の安定確保に不可欠な業務の継続	全ての施設で感染防止対策を自己点検 十分な感染防止対策を講じつつ、業務を継続

「愛知県まん延防止等重点措置」の対策 ②

事業者	⑨テレワークの推進等	テレワークやローテーション勤務の推進
	⑩職場クラスターを防ぐ感染防止対策	休憩室等での注意周知
	⑪事業継続計画(BCP)の点検・策定	事業継続計画(BCP)を点検し、未策定の場合は早急に策定
その他	⑫イベントの開催制限等	感染防止安全計画策定イベント 収容率100%かつ人数上限20,000人
	⑬行事等での対策	人と人の距離の確保、大声での会話自粛
	⑭学校等での対応	感染リスクが高い学習活動の自粛、部活動の原則休止
	⑮保育所、認定こども園、幼稚園等での対応	感染リスクが高い活動の回避、可能な範囲で一時的にマスク着用を奨める
	⑯高齢者施設等での対応	「介護現場における感染対策の手引き」に基づく対応を徹底
県	○ワクチンの3回目接種の加速化	○あいスタ認証店の普及

I. 県民の皆様へのお願い

① 不要不急の行動の自粛

- 外出する場合は、混雑した場所や感染リスクが高い場所を避けて

② 県をまたぐ不要不急の移動自粛

- 不要不急の移動自粛
- 特にまん延防止等重点措置の区域

③ 高齢者等への感染拡大の防止

- 高齢者・基礎疾患のある方に配慮
- 感染リスクの高い施設を利用しない

④ 基本的な感染防止対策の徹底

- 感染しない・させない
- 4人までで黙食を基本とし、マスク会食
- あいスタ認証店や安全・安心宣言施設を利用
- 「三つの密」は避けて



Ⅱ. 事業者の皆様へのごお願い

⑤-1 飲食店等に対する営業時間短縮等の要請

地 域	措置区域	
現 行 期 間	1月21日（金）～2月13日（日）	
延 長 期 間	2月14日（月）～3月6日（日）	
対 象	全ての飲食店等	
区 分	あいスタ認証店	その他の店
内 容	延長前、延長後のそれぞれの期間において、①又は②を選択（延長前、延長後の各期間内における選択は変更できません） ① 5時～20時（酒類提供禁止） ② 5時～21時 （酒類提供：11時～20時）	5時～20時 （酒類提供禁止）

⑤-2 時短要請に係る協力金

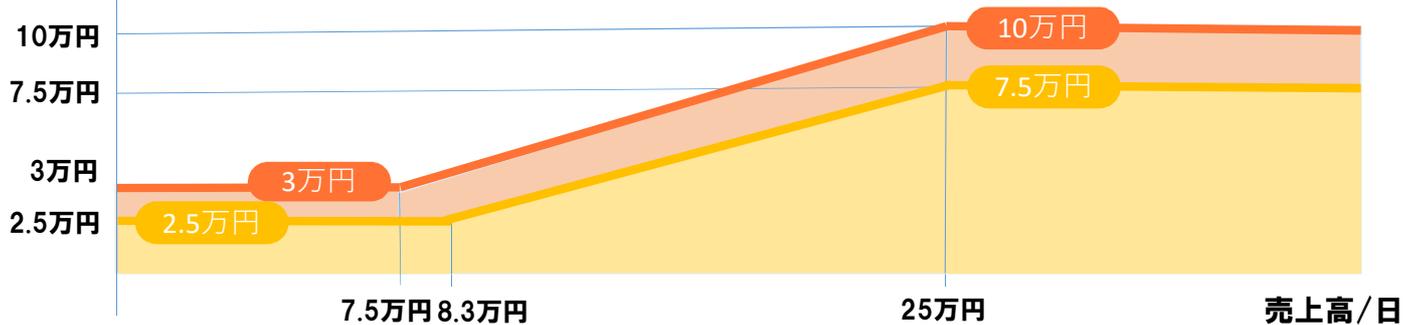
区 分	あいスタ認証店（以下の①又は②を選択）		その他の店
営業時間の短縮	① 5時～20時 （酒類提供禁止）	② 5時～21時 （酒類提供:11時～20時）	5時～20時 （酒類提供禁止）
協力金 （1店舗1日あたり）	【中小企業】 売上高に応じて 3～10万円	【中小企業】 売上高に応じて 2.5～7.5万円	【中小企業】 売上高に応じて 3～10万円
	【大企業】 売上高減少額の4割（最大20万円）		
主な要件	<ul style="list-style-type: none"> あいスタ認証店の認証ステッカーを掲示 		<ul style="list-style-type: none"> 「安全・安心宣言施設」のPRステッカーとポスターを掲示 業種別ガイドラインを遵守

⑤-3 時短要請に係る協力金

[中小企業] 1店舗・1日あたり（売上高は、前年度または前々年度の売上高を用いる）

・あいスタ認証店（5時～20時・酒類提供禁止） ・その他の店				・あいスタ認証店 （5時～21時・酒類提供11時～20時）			
売上高/日 およその年売上高	～7.5万円 ～3,000万円	7.5万円～25万円 3,000万円～1億円	25万円～ 1億円～	売上高/日 およその年売上高	～約8.3万円 ～3,000万円	約8.3万円～25万円 3,000万円～1億円	25万円～ 1億円～
協力金の額 （店舗・日）	3 万円	3万円～10 万円 （1日あたり売上高の40%）	10 万円	協力金の額 （店舗・日）	2.5 万円	2.5万円～7.5 万円 （1日あたり売上高の30%）	7.5 万円

協力金/店舗・日



[大企業] 1店舗・1日あたり（売上高減少額は、今年度と前年度または前々年度の売上高と比較）

売上高減少額の4割（最大20万円）

※中小企業においてもこの方式を選択可

午後9時まで営業する店舗は、前年度もしくは前々年度の1日あたり売上高の30%の額を超えることはできません。

⑥ 飲食店等以外に対する感染防止対策の要請

期間

現行: 1月21日(金)～2月13日(日)・24日間
延長: 2月14日(月)～3月6日(日)・21日間

主な対象施設（1,000㎡超）	主な要請内容
劇場、観覧場、映画館、演芸場 等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入場をする者の整理等 ・ 入場をする者に対するマスクの着用の周知 ・ 感染防止措置を実施しない者の入場の禁止 ・ 会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置 ・ 入場整理等の実施状況をHP等を通じて周知
集会場、公会堂 等	
展示場、貸会議室、文化会館 等	
ホテル又は旅館 （集会の用に供する部分）	
体育館、スケート場、水泳場、 スポーツクラブ、ヨガスタジオ 等	
博物館、美術館、科学館 等	
マージャン店、パチンコ屋 等	
個室ビデオ店、射的場 等	
スーパー銭湯、ネイルサロン等	
大規模小売店、ショッピングセンター等	
スーパー、コンビニ 等	

⑦ 業種別ガイドラインの遵守等

- **業種別ガイドラインの遵守、徹底**
- **全ての施設で、感染防止対策の自己点検**

⑧ 生活・経済の安定確保に不可欠な業務の継続

- **生活・経済の安定確保に不可欠な事業者**
 - ① **医療体制の維持** (病院・薬局等)
 - ② **支援が必要な方々の保護の継続** (介護老人福祉施設等)
 - ③ **国民の安定的な生活の確保** (インフラ・食料品供給関係等)
 - ④ **社会の安定の維持** (金融・物流・警察・消防・託児所等)
 - ⑤ **その他** (学校等)
- **欠勤者が多く発生する場合でも事業を継続**

⑨ テレワークの推進等

- **接触機会の低減に向け、休暇取得の促進、テレワークの推進等**
- **勤務抑制 21時以降**

⑩ 職場クラスターを防ぐ感染防止対策

- **休憩室等の居場所の切替わりに注意**

Ⅲ. その他のお願い

⑪ 事業継続計画(BCP)の点検・策定

○事業継続計画(BCP)を点検し、未策定の場合は早急に策定

⑫ イベントの開催制限等

内容	感染防止安全計画 策定イベント	収容率100%かつ人数上限20,000人
	その他のイベント	収容率50%(大声あり)・100%(大声なし) かつ人数上限5,000人
その他	○事業者は適切な感染防止対策、 イベント前後の「三つの密」回避の方策を徹底 ○参加者は人との距離確保等自覚を持って感染防止 対策を徹底	

⑬ 行事等での対策

○多人数が集まる行事は感染防止対策を徹底

⑭ 学校等での対応

- 健康観察・感染防止を徹底し教育活動継続
- 感染症対策を講じてもなお感染リスクが高い
学習活動は自粛
- 分散登校、臨時休業等で登校できない場合は、可能な限りオンラインによる学習支援
- 部活動は原則休止

⑮ 保育所、認定こども園、幼稚園等での対応

- 社会的機能を維持するため**原則開所**、休園した保育所等の児童に対する**代替保育を確保**
- 感染リスクが高い活動**を避け、できるだけ**少人数に分割**するなど、**感染を広げない形での保育**
- 大人数での行事の自粛**
- マスクの着用が無理なく可能と判断される児童**については、**可能な範囲で、一時的に、マスクの着用を奨めます**
- ただし、**2歳未満児のマスク着用は奨めず、低年齢児については特に慎重に対応**

⑯ 高齢者施設等での対応

- レクリエーション時のマスク着用、送迎時の窓開け等、「**介護現場における感染対策の手引き**」に基づく**対応を徹底**
- 面会者からの感染を防ぐため、感染が拡大している地域では、**オンラインによる面会の実施も含めて対応を検討**。通所施設において、**導線の分離**など、**感染対策をさらに徹底**

IV. 県の取組

- **新たな宿泊療養施設を順次開設**
- **感染不安を感じる無症状者等を対象に無料でPCR等検査を実施**
- **ワクチンの3回目接種を国、市町村、医療機関、医師会等関係団体、企業・大学等と緊密に連携し、希望者全てに円滑に推進**
- **3回目接種の接種間隔を6か月に前倒すとともに、医療従事者等に対する接種券なしの接種を積極的に推進**
- **飲食店等の感染防止対策の向上を図るため、あいスタ認証制度の普及**



指標の推移

一警戒領域（イエロー）（10月18日～）、指標の変更

日付	12/1	12/2	12/3	12/4	12/5	12/6	12/7	12/8	12/9	12/10	12/11	12/12	12/13	12/14	12/15	12/16	12/17	12/18	12/19	12/20	12/21	12/22	12/23	12/24	12/25	12/26	
曜日	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	
(1) 入院患者数	単日	6	6	7	8	9	9	8	9	7	7	10	9	9	10	10	12	11	10	11	11	9	9	6	4	5	10
	過去7日間平均	8.4	8.3	8.1	8.0	7.6	7.4	7.6	8.0	8.1	8.1	8.4	8.4	8.4	8.7	8.9	9.6	10.1	10.1	10.4	10.7	10.6	10.4	9.6	8.6	7.9	7.7
新規陽性者数		7	5	5	5	3	1	10	7	9	11	5	7	2	10	4	3	4	7	1	3	8	2	4	6	4	5
(2) 新規陽性者数 ^{※1}		5.9	5.9	6.0	5.9	5.9	5.1	5.1	5.1	5.7	6.6	6.6	7.1	7.3	7.3	6.9	6.0	5.0	5.3	4.4	4.6	4.3	4.0	4.1	4.4	4.0	4.6
(参考項目)																											
入院患者のうち重症者数 ^{※1}		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
新規高齢者数 ^{※1, ※3}		0.3	0.3	0.1	0.1	0.1	0.1	0.6	0.7	0.9	1.0	1.1	1.1	0.9	1.1	0.9	0.7	0.6	0.6	0.6	0.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
陽性率 ^{※2}		0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%

一第6波

一嚴重警戒

一まん延防止等重点措置

日付	12/27	12/28	12/29	12/30	12/31	1/1	1/2	1/3	1/4	1/5	1/6	1/7	1/8	1/9	1/10	1/11	1/12	1/13	1/14	1/15	1/16	1/17	1/18	1/19	1/20	1/21	1/22	1/23	
曜日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	
(1) 入院患者数	単日	9	11	15	22	32	42	53	71	76	94	106	116	115	124	131	127	132	149	167	185	208	189	204	221	253	267	324	353
	過去7日間平均	7.4	7.7	8.6	10.9	14.9	20.1	26.3	35.1	44.4	55.7	67.7	79.7	90.1	100.3	108.9	116.1	121.6	127.7	135.0	145.0	157.0	165.3	176.3	189.0	203.9	218.1	238.0	258.7
新規陽性者数		2	10	16	17	18	13	21	14	32	71	151	191	392	355	238	232	706	1011	1288	1449	1121	1127	2104	2831	3023	3144	3383	2998
(2) 新規陽性者数 ^{※1}		4.4	4.7	6.7	8.6	10.3	11.6	13.9	15.6	18.7	26.6	45.7	70.4	124.6	172.3	204.3	232.9	323.6	446.4	603.1	754.1	863.6	990.6	1258.0	1561.6	1849.0	2114.1	2390.4	2658.6
(参考項目)																													
入院患者のうち重症者数 ^{※1}		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.3	0.4	0.6	0.7	0.9	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.1	1.3	1.6	1.9	
新規高齢者数 ^{※1, ※3}		0.0	0.0	0.0	0.1	0.3	0.4	0.4	0.9	0.9	1.6	2.0	7.1	8.9	10.7	13.7	17.0	21.4	26.4	30.7	36.1	40.0	49.7	64.3	74.7	96.1	112.9	135.3	
陽性率 ^{※2}		0.1%	0.1%	0.2%	0.4%	0.5%	0.6%	0.8%	0.9%	1.0%	1.1%	1.6%	2.1%	3.4%	4.6%	5.5%	5.6%	7.1%	8.9%	10.7%	12.5%	13.6%	12.8%	14.7%	16.4%	17.9%	18.8%	19.7%	21.4%

日付	1/24	1/25	1/26	1/27	1/28	1/29	1/30	1/31	2/1	2/2	2/3	2/4	2/5	2/6	
曜日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	
(1) 入院患者数	単日	371	383	409	483	486	549	626	649	677	782	839	910	906	935
	過去7日間平均	284.7	310.3	337.1	370.0	401.3	433.4	472.4	512.1	554.1	607.4	658.3	718.9	769.9	814.0
新規陽性者数		2453	4055	4611	5087	5196	5568	4379	3943	5696	6126	5784	6147	6381	4674
(2) 新規陽性者数 ^{※1}		2848.0	3126.7	3381.0	3675.9	3969.0	4281.1	4478.4	4891.3	4925.7	5142.1	5241.7	5377.6	5493.7	5535.9
(参考項目)															
入院患者のうち重症者数 ^{※1}		2.1	2.4	3.0	3.4	4.1	5.0	6.3	8.0	10.4	12.9	15.3	18.4	21.0	23.4
新規高齢者数 ^{※1, ※3}		147.4	171.1	196.9	235.3	267.4	303.9	323.9	359.1	395.3	436.9	454.9	482.6	520.1	536.4
陽性率 ^{※2}		21.5%	22.6%	24.1%	26.0%	28.2%	31.0%	32.7%	35.3%	38.2%	41.2%				

日付	2/7	2/8	2/9	
曜日	月	火	水	
(1) 入院患者数	単日	947	937	1034
	過去7日間平均	856.6	893.7	929.7
新規陽性者数		4109	5855	6287
(2) 新規陽性者数 ^{※1}		5559.6	5582.3	5805.3
(参考項目)				
入院患者のうち重症者数 ^{※1}		25.9	28.0	30.0
新規高齢者数 ^{※1, ※3}		536.3	540.9	557.3
陽性率 ^{※2}				

※1 直近過去7日間の平均 ※2 直近過去7日間 ※3 新規陽性者数のうちの高齢者数(70歳以上)

指標 (2021年12月1日時点から適用)

病床確保率 : 7, 534床
病床確保率(重症者用病床) : 230床

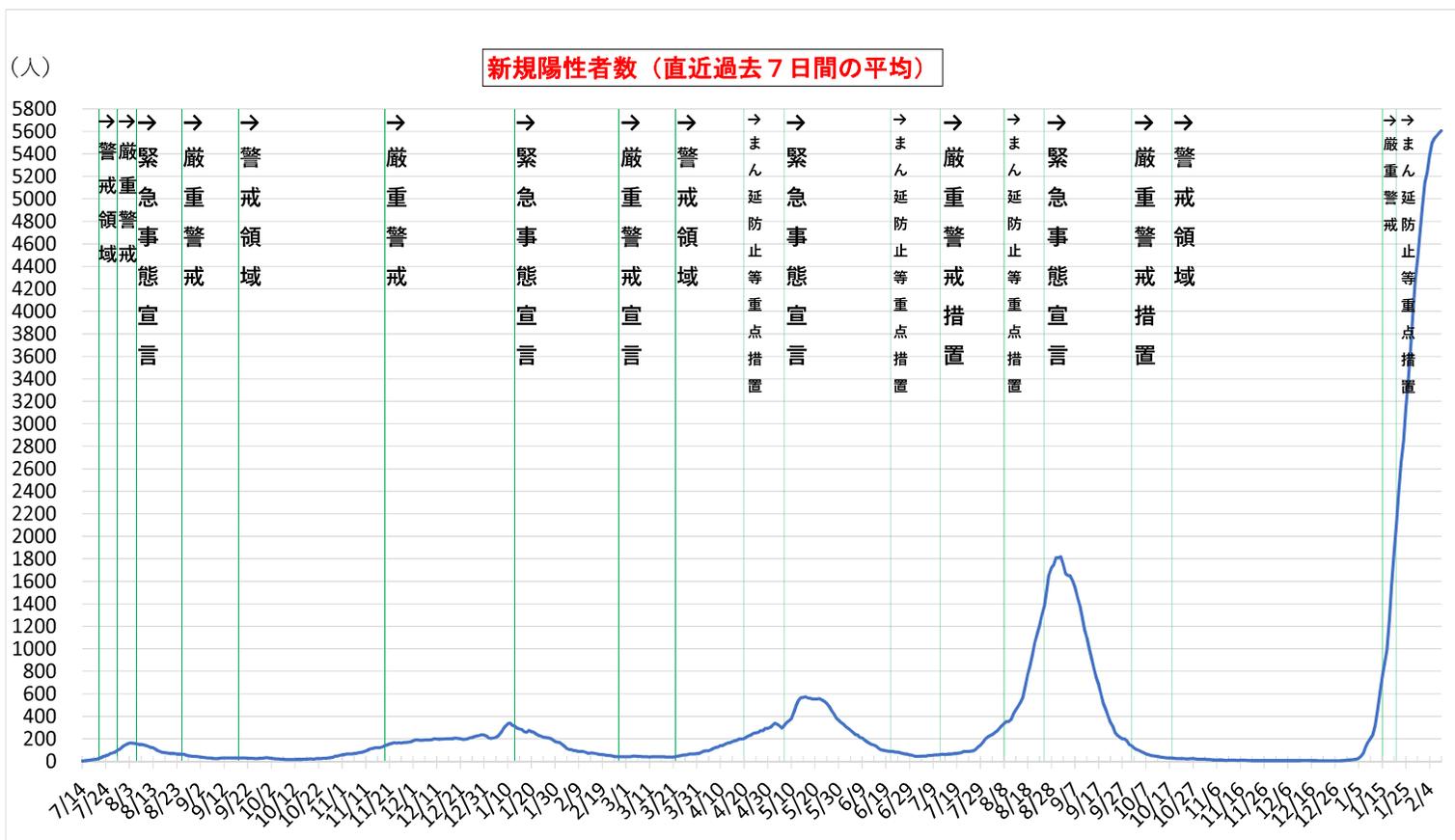
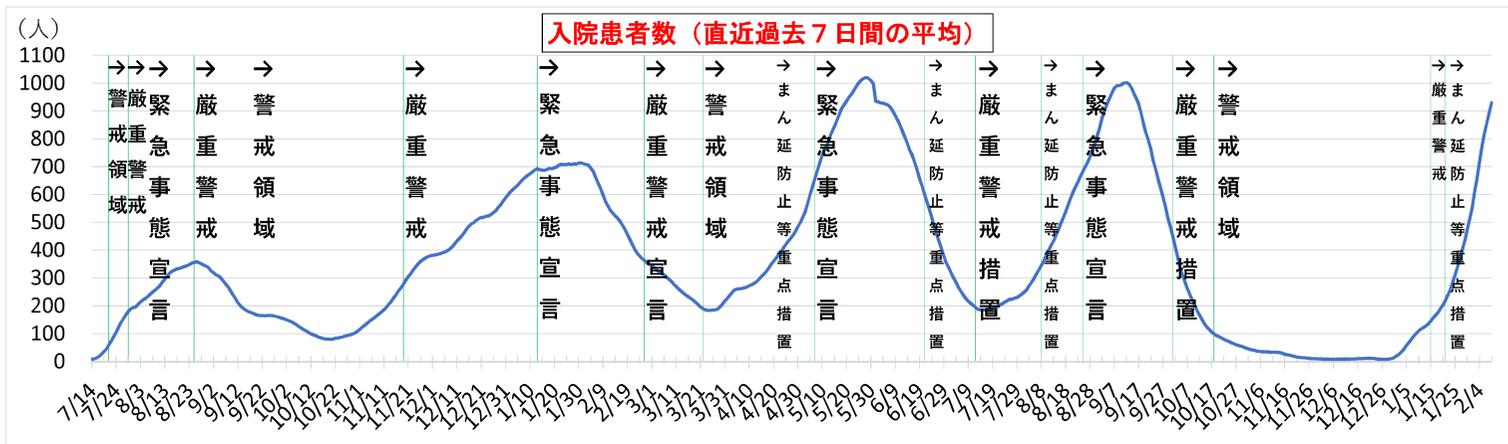
基準項目	危険領域					
	注意(グリーン)	警戒(イエロー)	嚴重警戒(オレンジ)	危険(レッド)		
県のレベル分類	レベル0-1A	レベル1B	レベル2	レベル3A	レベル3B	レベル4
(1) 入院患者数 (感染拡大時: 単日) (感染縮小時: 過去7日間平均)	228人未満	228人 ^{※3}	456人 ^{※4}	833人 ^{※5}	1,132人 ^{※6}	2,027人 ^{※7}
(2) 新規陽性者数 (過去7日間平均)	50人未満	50人	160人	530人	—	—
(参考項目)						
入院患者のうち重症者数 ^{※1} (過去7日間平均)	26人未満	26人 ^{※3}	53人 ^{※4}	86人 ^{※5}	109人 ^{※6}	184人 ^{※7}
新規陽性者数のうちの高齢者数 (70歳以上) (過去7日間平均)	7人未満	7人	22人	75人	—	—
陽性率(過去7日間) (陽性者数/検査者数 ^{※2})	2.5%未満	2.5%	5.0%	10.0%	—	—

※1 人工呼吸器、ECMO装着者又はICU入室者 ※2 重症化前の検査を受けた人数 ※3 重症化病床の20%
※4 重症化病床の40% ※5 重症化病床の50% ※6 重症化病床の60% ※7 重症化病床の80%

指標の推移

2020年 2022年
(7月14日～2月9日)

- 警戒領域：7月21日～
- 嚴重警戒：7月29日～
- 緊急事態宣言：8月6日～
- 嚴重警戒：8月25日～
- 警戒領域：9月18日～
- 嚴重警戒：11月19日～
- 緊急事態宣言：1月13日～
- (緊急事態措置：1月14日～)
- 嚴重警戒宣言：2月26日～
- (嚴重警戒措置：3月1日～)
- 警戒領域：3月22日～
- まん延防止等重点措置：4月20日～
- 緊急事態宣言：5月7日～
- (緊急事態措置：5月12日～)
- まん延防止等重点措置：6月21日～
- 嚴重警戒宣言：7月8日～
- (嚴重警戒措置：7月12日～)
- まん延防止等重点措置：8月8日～
- 緊急事態宣言：8月25日～
- (緊急事態措置：8月27日～)
- 嚴重警戒宣言：9月28日～
- (嚴重警戒措置：10月1日～)
- 警戒領域：10月18日～
- 嚴重警戒：1月15日～
- まん延防止等重点措置：1月21日～



国の新たなレベル分類と県の指標について

国の新たなレベル分類	レベル0 (感染者ゼロ)	レベル1 (維持すべき)	レベル2 (警戒を強化)	レベル3 (対策を強化)	レベル4 (避けたい)
状況	新規陽性者ゼロが維持されている	安定的に一般医療が確保され、コロナ患者にも対応できている	新規陽性者が増加傾向で、医療に負荷が生じはじめているが、コロナ病床を増やすことで対応できている	一般医療を相当程度制限しなければ、コロナ患者に対応できない	一般医療を大きく制限しても、コロナ患者に対応できない
求められる対策	<ul style="list-style-type: none"> ワクチン接種率の更なる向上及び追加接種の実施 医療提供体制の強化（治療薬のアクセス向上を含む） 基本的感染防止対策をはじめ、総合的な感染対策の継続 		<ul style="list-style-type: none"> 感染リスクの高い行動自粛 保健所の体制強化 	<ul style="list-style-type: none"> 強い感染拡大防止策の実施（非常事態措置等） ワクチン検査パッケージの停止を検討 	<ul style="list-style-type: none"> 更なる一般医療の制限 積極的疫学調査の重点化 災害医療的な対応
国が示すレベル移行の考え方		<p>保健所のひっ迫を考慮し、病床使用率、新規陽性者数も含め各都道府県が設定</p>		<p>病床使用率 50%以上 3週間後に病床が不足</p>	
				<p>病床使用率 50%未満 重症・中等症患者が減少傾向 新規陽性者数が2週間減少し、50人/10万人/週程度になる</p>	

県の領域	注意(グリーン)		警戒(イエロー)	嚴重警戒(オレンジ)	危険(レッド)		
県のレベル分類	レベル0	レベル1A	レベル1B	レベル2	レベル3A	レベル3B	レベル4
病床フェーズ 稼働病床数	フェーズ0 66床 (感染症指定病床)	フェーズ1 1,141床 (①即応病床)		フェーズ2 1,666床 (①+②準備病床)	緊急フェーズI 1,888床 (①+②+ ③緊急確保病床)	緊急フェーズII 2,534床(うち臨時医療施設429床) (①+②+③+④病床の更なる緊急確保)	
県の指標 基準項目	入院患者数	<p>単日入院患者 228人以上 (1,141床の20%)</p> <p>7日間平均の入院患者 228人未満</p>	<p>単日入院患者 456人以上 (1,141床の40%)</p> <p>7日間平均の入院患者 456人未満</p>	<p>単日入院患者 833人以上 (1,666床の50%)</p> <p>7日間平均の入院患者 833人未満</p>	<p>単日入院患者 1,132人以上 (1,888床の60%)</p> <p>7日間平均の入院患者 1,132人未満</p>	<p>単日入院患者 2,027人 (2,534床の80%)</p> <p>7日間平均の入院患者 2,027人未満</p>	
	新規陽性者数	<p>7日間平均の 新規陽性者数 50人</p> <p>(5人/10万/週)</p>	<p>7日間平均の 新規陽性者数 160人</p> <p>(15人/10万/週)</p>	<p>7日間平均の 新規陽性者数 530人</p> <p>(50人/10万/週)</p>			

3 感 対 第 2372 号
令 和 4 年 2 月 7 日

各新型コロナウイルス感染症患者受入医療機関の長 様

愛知県知事 大村 秀章

新型コロナウイルス感染症の入院基準及び医師が延期可能と判断した入院・手術の一時延期等について（依頼）

本県の新型コロナウイルス感染症対策につきましては、日頃から御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

貴院におかれましては、県民の生命と健康を守るため、積極的に患者を受け入れていただき、また、医療従事者の皆様には疲労が蓄積する中で献身的に御尽力いただき心より感謝申し上げます。

本県では、オミクロン株の感染が急激に拡大し、令和4年2月5日（土）には、新型コロナウイルス感染症の新規陽性者数が過去最多の6,445人（再感染を含む。）となっています。

稼働病床における入院患者数は、2月7日（月）時点で935人と増加していますが、オミクロン株は重症化率が低いとされ、重症者数は29人ととどまっており、これまでに比べ、軽症者が多く入院している状況です。

また、多くの医療従事者が、陽性者あるいは、濃厚接触者となるなど、勤務できない状況となっており、通常の医療提供が困難となる事例が発生しています。

つきましては、一般医療と新型コロナウイルス感染症患者対応を両立し、県民の生命を守る上で必要な医療体制を確保するため、直ちに下記のとおり御協力をお願いいたします。

記

1 新型コロナウイルス感染症の入院基準について

オミクロン株の特性及びワクチン接種により、これまでに比べ、基礎疾患を有する患者についても重症化リスクが低減していることから、入院基準は、「原則、中等症以上」としてください。

2 医師が延期可能と判断した入院・手術の一時延期について

県民の生命を守るため、新型コロナウイルス感染症患者の外来・入院機能の強化及び、救急医療体制を堅持する必要があります。

つきましては、緊急的な対策として、入院・手術のうち、良性疾患手術や検査、機能改善等を目的とし、医師が延期可能と判断したものについて実施を一時延期し、新型コロナウイルス感染症患者対応に必要な人員を確保するように要請します。

なお、救急病態や悪性腫瘍など時間の猶予がない疾患対応は継続してください。

3 新型コロナウイルス感染症患者の受け入れ促進について

(1) 各医療機関における陽性患者の受入人数は、疑い患者受入協力医療機関等の区分を問わず、病床フェーズ2における確保病床の85%以上とするようお願いいたします。

(2) 入院調整時、受け入れが困難な場合は、その理由について調整担当者に具体的な御説明をお願いいたします（今後の体制整備の参考にさせていただきます。）。

(3) 既に確保病床の85%を上回って入院患者を受け入れている医療機関におかれましては、引き続き患者受け入れをお願いいたします。

担 当 感染症対策局感染症対策課
医療体制整備室体制整備グループ

延期できる可能性がある入院・手術の例

○本表は、延期を検討するための例示で、該当疾患の延期を一律に求めるものではありません。

診療科名	疾患名・手術名	診療科名	疾患名・手術名
消化器科	ポリプ切除	眼科	緊急以外の手術(白内障、緑内障、網膜前膜、眼瞼下垂症修正術その他眼科全般)
	EMR(内視鏡的粘膜切除術)	耳鼻咽喉科	慢性副鼻腔炎
	胃ろう造設		鼻中隔矯正手術
	C型肝炎DAA治療		良性腫瘍手術
非重症のIBD(炎症性腸疾患)	神経内科	変性疾患の治療	
循環器科・心臓血管外科	アブレーション等	皮膚科	良性腫瘍
	ペースメーカー・ICD交換等		皮膚・皮下腫瘍切除術
	心不全等のない弁膜症手術		軟部腫瘍摘出術
	下肢静脈瘤に対する諸手術	泌尿器科	前立腺生検
外科	鼠径ヘルニア	泌尿器科	尿管結石
	胆石症		経尿道的前立腺切除術
	総胆管結石内視鏡手術		陰嚢水腫根治術
	待機的虫垂炎手術		環状切除術
	体表の良性腫瘍手術		良性疾患対応
	無症状胆石の手術		腎移植
	痔核摘出手術等		婦人科
整形外科	脊椎椎間板ヘルニア	婦人科	子宮筋腫の子宮全摘
	骨折後の抜釘		卵巣良性腫瘍
	変形性膝関節症		円錐切除
	椎弓形成術	呼吸器内科	SAS(睡眠時無呼吸症候群)精査
	骨内遺物除去術		HOT・NPPV(在宅酸素療法,非侵襲的陽圧換気)導入
	人工膝関節置換術	歯科	抜歯
	人工関節手術		埋伏智歯
	関節鏡	腎臓内科	腎生検
	ミエログラフィー(脊髓腔造影)	その他・全般	検査入院
	スポーツ整形		局所麻酔
緊急外傷手術以外	原発性副甲状腺機能亢進症		
形成外科	腺腫様甲状腺腫		
脳神経外科	待機的頸動脈瘤手術	良性疾患・良性腫瘍	
呼吸器外科	肺がん(上皮内がん)	シャントPTA	
	気胸	その他医師が延期できると判断するもの	

(神奈川県作成)

3感対第2405号
令和4年2月10日

各新型コロナウイルス感染症患者受入医療機関の長様

愛知県知事 大村 秀章

オミクロン株の感染流行を踏まえた医療提供体制の対応強化について（通知）

本県の新型コロナウイルス感染症対策につきましては、日頃から御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症患者受入確保病床の運用については、令和4年2月4日付け3感対第2368号で依頼したところです。

この度、令和4年2月8日付けで、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部等から別添のとおり事務連絡がありました。

（※別添省略）

本事務連絡において、早期退院の判断の目安について、「入院日を0日目として、4日目以降の時点で中等症Ⅱ以上の悪化を認めないもの」とされております。

つきましては、上記早期退院の判断の目安に合致する入院患者については医療機関から宿泊療養・自宅療養等へ切り替えるなど、医療提供体制の対応強化をお願いいたします。

担 当 感染症対策課医療体制整備室
体制整備グループ

3 医務第 3029 号
3 感対第 2373 号
令和 4 年 2 月 7 日

各後方支援医療機関の長 様

愛知県知事 大村 秀章

退院基準を満たした新型コロナウイルス感染症患者の受入促進につ
いて（通知）

本県の新型コロナウイルス感染症対策につきましては、日頃から御理解と御協力を
いただき厚くお礼申し上げます。

本県では、オミクロン株の感染が急激に拡大し、令和 4 年 2 月 5 日（土）には、新
型コロナウイルス感染症の新規陽性者数が過去最多の 6,445 人（再感染を含む。）と
なっています。

稼働病床における入院患者数は、2 月 7 日（月）時点で 935 人と増加していますが、
オミクロン株は重症化率が低いとされ、これまでに比べ、基礎疾患を有する軽症者が
多く入院している状況です。

このため、病床を効率的に運用し、入院治療が必要な患者を確実に受け入れるため
には、退院基準を満たした後も基礎疾患等の治療が必要な患者を円滑に後方支援医療
機関へ転院することが重要となります。

厚生労働省が定める退院基準は、発症から 10 日間経過し、かつ、症状軽快後 72 時
間経過した場合等となっております。

つきましては、患者受入医療機関から退院基準を満たしている患者の転院依頼が
あった場合には、積極的に受け入れていただきますようお願いいたします。

担当 保健医療局健康医務部医務課医務グループ

担当 感染症対策局感染症対策課
医療体制整備室体制整備グループ

2022年2月3日（木）
 愛知県感染症対策局感染症対策課
 医療体制整備室
 統計グループ

愛知県保健医療局健康医務部
 医療計画課
 保健所・統計グループ

新型コロナウイルス感染者に係る保健所業務の さらなる重点化を行います

2022年1月26日から、県保健所では、重症化しやすい方への速やかな対応や適切な療養体制を確保、維持するため、業務の重点化を行っています。

しかし、2月2日には初めて新規陽性者数が6000人を超え、オミクロン株の感染急拡大は留まる気配がなく、保健所業務が急激に増大しています。

このため、当面の間、自宅療養者の健康観察業務、濃厚接触者の特定及びPCR検査業務についてさらなる重点化を行い、重症化しやすい方への速やかな対応を最優先して取り組みます。

県民及び関係機関の皆様におかれましては、御不便をおかけしますが、御理解と御協力をお願いいたします。

1 期間

本日から当面の間

2 さらなる重点化を行う業務と内容

別紙のとおり。

さらなる重点化を行う業務と内容

1 自宅療養者の健康観察

重点化 (2022年1月26日～)	さらなる重点化 (2022年2月3日～)
<ul style="list-style-type: none">○ 対象者 重症化リスク因子のない方○ 確認頻度 初日、3日目、10日目（原則発症から10日目が最終療養日）の3回とし、それ以外は容態が悪化した場合に自宅療養者から連絡をもらう。 無症状者は初日、3日目、7日目の3回	<ul style="list-style-type: none">○ 対象者 重症化リスク因子のない方○ 確認頻度 初日のみ1回とし、容態が悪化した場合に自宅療養者から連絡をもらう。
<ul style="list-style-type: none">○ 対象者 重症化リスク因子のある方*○ 確認頻度 毎日（原則10日間、無症状者は7日間）	同左

※ 重症化リスク因子のある方

高齢者、基礎疾患のある方、一部の妊娠後期の方

2 濃厚接触者の特定及びPCR検査

(1) 濃厚接触者の特定

重点化 (2022年1月26日～)	さらなる重点化 (2022年2月3日～)
<p>○ 調査対象者</p> <p>同居家族、重症化リスク因子のある方及び感染拡大やクラスターの発生が懸念される保育施設、学校等の関係者に限定</p> <p>上記以外の濃厚接触疑いの方には、感染者本人から次の事項について連絡</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 不要不急の外出の自粛 ・ 10日間の自身での健康観察 ・ 発症時の受診 	<p>○ 調査対象者</p> <p>同左</p>

(2) PCR検査

重点化 (2022年1月26日～)	さらなる重点化 (2022年2月3日～)
<p>○ 検査対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 同居家族 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・ 同居家族以外：重症化リスク因子のある方に限定 ・ 感染拡大やクラスターの発生が懸念される保育施設、学校等の関係者については、保健所から抗原定性検査キットの配布。自主検査の実施を依頼 <p>(検査キットが陽性の場合は、医療機関の受診を促す)</p>	<p>○ 検査対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 同居家族の中で重症化リスク因子のある方 <p style="text-align: center;">同左</p>

（参考）濃厚接触者の定義

濃厚接触者とは、新型コロナウイルス感染症の患者（無症状病原体保有者を含む。）と感染可能期間（※）に接触した者のうち、次の範囲に該当する者をいいます。

- ・ 患者と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者
- ・ 適切な感染防護無しに患者を診察、看護若しくは介護していた者
- ・ 患者の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- ・ その他：手で触れることの出来る距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なしで、患者と15分以上の接触があった者（周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断されます）。

※感染可能期間とは

発熱及び咳・呼吸困難などの急性の呼吸器症状を含めた新型コロナウイルス感染症を疑う症状（発熱、咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐など）を呈した2日前から入院、自宅や療養施設等待機開始までの間

無症状病原体保有者の感染可能期間は、陽性確定に係る検体採取日の2日前から入院、自宅や療養施設等待機開始までの間

軽症者等宿泊療養施設について

愛知県では、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、下記のとおり、新型コロナウイルス感染症の軽症者等の宿泊療養施設を開設・運営しております。

記

運営施設		開設時期	室数	
尾張	東横 INN 名古屋名駅南	2020年8月7日	805室	1,516室
	R & B ホテル名古屋新幹線口	2021年8月24日	262室	
	ホテルウィングインターナショナル名古屋	2022年1月28日	224室	
	ベッセルイン栄駅前	2022年2月4日	225室	
西三河	東横 INN 三河安城駅新幹線南口 I	2021年8月31日	143室	389室
	東横 INN 三河安城駅新幹線南口 II	2020年12月22日	246室	
東三河	豊川グランドホテル	2020年12月4日	58室	172室
	蒲郡ホテル	2021年9月15日	114室	
合計			2,077室	

大規模集団接種会場における接種状況（2月9日(水)）実施分

会場名	予約枠	予約枠数	予約数	当日キャンセル数	接種見合わせ〔予診のみ〕	接種者数	接種者数〔会場累計〕
名古屋空港ターミナルビル（豊山町）	LINE・電話枠	1,000人	999人	26人	0人	973人	11,813人
	追加枠（予約キャンセル）	100人	246人	7人	0人	239人	5,733人
	追加枠（高齢者施設等）	100人	24人	2人	0人	22人	691人
	市町村職員等		49人	0人	0人	49人	706人
	企業枠		61人	1人	0人	60人	229人
	小計		1,200人	1,379人	36人	0人	1,343人 (111.9%)
藤田医科大学（豊明市）	LINE・電話枠	500人	405人	13人	0人	392人	5,153人
	追加枠（予約キャンセル）	50人	429人	9人	0人	420人	9,359人
	追加枠（高齢者施設等）	50人	11人	0人	0人	11人	391人
	市町村職員等		0人	0人	0人	0人	431人
	企業枠		1人	0人	0人	1人	33人
	小計		600人	846人	22人	0人	824人 (137.3%)
愛知医科大学メディカルセンター（岡崎市）	LINE・電話枠	300人	242人	8人	0人	234人	2,214人
	追加枠（予約キャンセル）	30人	53人	0人	0人	53人	550人
	追加枠（高齢者施設等）	30人	0人	0人	0人	0人	20人
	市町村職員等		0人	0人	0人	0人	32人
	企業枠		1人	0人	0人	1人	3人
	小計		360人	296人	8人	0人	288人 (80.0%)

（ ）内は予約枠数に対する接種者数の割合

会場名	予約枠	予約枠数	予約数	当日キャンセル数	接種見合わせ〔予診のみ〕	接種者数	接種者数〔会場累計〕
藤田医科大学 岡崎医療センター (岡崎市)	LINE・電話枠	500人	229人	9人	1人	219人	2,011人
	追加枠 (予約キャンセル)	50人	96人	2人	0人	94人	929人
	追加枠 (高齢者施設等)	50人	2人	1人	0人	1人	19人
	市町村職員等		0人	0人	0人	0人	41人
	企業枠		0人	0人	0人	0人	11人
	小計	600人	327人	12人	1人	314人 (52.3%)	3,011人
JA 愛知厚生連 安城更生病院 (安城市) 【土日実施】	LINE・電話枠	0人	0人	0人	0人	0人	838人
	追加枠 (予約キャンセル)	0人	0人	0人	0人	0人	75人
	追加枠 (高齢者施設等)	0人	0人	0人	0人	0人	74人
	市町村職員等		0人	0人	0人	0人	20人
	企業枠		0人	0人	0人	0人	0人
	小計	0人	0人	0人	0人	0人 (%)	1,007人
愛知県東三河 総合庁舎 (豊橋市)	LINE・電話枠	400人	179人	1人	0人	178人	649人
	追加枠 (予約キャンセル)	40人	82人	2人	0人	80人	134人
	追加枠 (高齢者施設等)	40人	0人	0人	0人	0人	0人
	市町村職員等		3人	0人	0人	3人	26人
	企業枠		4人	0人	0人	4人	19人
	小計	480人	268人	3人	0人	265人 (55.2%)	828人

() 内は予約枠数に対する接種者数の割合

会場名	予約枠	予約枠数	予約数	当 キ セ ル 日 数	接種見合わせ 〔予診のみ〕	接種者数	接種者数 〔会場累計〕
合 計	LINE・電話枠	2,700 人	2,054 人	57 人	1 人	1,996 人	22,678 人
	追加枠 (予約キャンセル)	270 人	906 人	20 人	0 人	886 人	16,780 人
	追加枠 (高齢者施設等)	270 人	37 人	3 人	0 人	34 人	1,195 人
	市町村職員等		52 人	0 人	0 人	52 人	1,256 人
	企業枠		67 人	1 人	0 人	66 人	295 人
	合 計	3,240 人	3,116 人	81 人	1 人	3,034 人 (93.6%)	42,204 人

() 内は予約枠数に対する接種者数の割合

【名古屋空港ターミナルビル会場】

○追加枠(予約キャンセル枠)の内訳

教職員 53 人、警察職員 50 人、自衛隊員 41 人、特別支援学校教職員等 21 人、保育士等 20 人 等 計 239 人

○市町村職員の内訳

小牧市(小中学校関係者等)47 人、豊山町(保育士等)2 人 計 49 人

○企業・団体 60 人

【藤田医科大学会場】

○追加枠(予約キャンセル枠)の内訳

藤田医科大学病院関係者 251 人、警察職員 99 人、自衛隊員 20 人、保育士等 14 人 等 計 420 人

○企業・団体 1 人

【愛知医科大学メディカルセンター会場】

○追加枠(予約キャンセル枠)の内訳

警察職員 50 人 等 計 53 人

○企業・団体 1 人

【藤田医科大学岡崎医療センター会場】

- 追加枠(予約キャンセル枠)の内訳
警察職員 48 人、自衛隊員 29 人、中部国際空港関係者 10 人
等 計 94 人

【愛知県東三河総合庁舎会場】

- 追加枠(予約キャンセル枠)の内訳
警察職員 66 人 等 計 80 人
- 市町村職員の内訳
蒲郡市 (消防職員等) 3 人
- 企業・団体 4 人

愛知県のワクチン接種の状況（3回目接種）

（令和4年2月10日作成）

区分	3回目接種
接種回数（VRS登録実績） （2月9日時点）	【前日比】 704,960回 （+55,441回）
18歳以上人口 接種率 [母数:634.6万人]	11.11% （+0.87ポイント）
全人口 接種率 [母数:755.9万人]	9.33% （+0.74ポイント）

【年代別接種率】

（単位：％）

3回目 接種率	10代 (18歳～)	20代	30代	40代	50代	60～64歳	65歳以上
2月9日	0.81	4.47	4.42	4.89	5.27	6.10	26.04
2月8日	0.75	4.36	4.29	4.73	5.05	5.67	23.53
伸び率	0.06	0.11	0.13	0.16	0.22	0.43	2.51

人口上位10都道府県のワクチン接種（3回目接種）の状況 （接種率順）

令和4年2月9日時点

	市町村名	全人口（人）	接種回数（回）	接種率（%）
1	愛知県	7,558,802	704,960	9.33
2	東京都	13,843,329	1,111,256	8.03
3	兵庫県	5,523,625	430,850	7.80
4	福岡県	5,124,170	390,975	7.63
5	埼玉県	7,393,799	544,406	7.36
6	千葉県	6,322,892	457,904	7.24
7	静岡県	3,686,260	264,190	7.17
8	北海道	5,226,603	362,368	6.93
9	大阪府	8,839,511	608,518	6.88
10	神奈川県	9,220,206	522,116	5.66

人口上位10都道府県	72,739,197	5,397,543	7.42
47都道府県	126,645,025	9,970,283	7.87

3 感 対 第 2379 号

令和 4 年 2 月 8 日

各 市 町 村 長 殿

愛 知 県 知 事

新型コロナウイルスワクチン 3 回目接種の市町村の接種体制について（通知）

日頃から、新型コロナウイルスワクチンの接種の推進に御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

本県では、2 月から全ての県民に対して接種間隔 6 か月に前倒して接種できることとし、市町村において接種券の前倒し発送を進めているところですが、本県の 3 回目接種の接種率は、2 月 7 日時点で約 7.9%に留まっており、接種体制の更なる強化を図る必要があります。

つきましては、下記事項について通知しますので、各市町村においては、3 回目接種の加速に向けた取組を進めてください。

記

1 集団接種施設の体制強化について

接種の更なる加速化のためには、集団接種によるスピードアップが効果的ですので、集団接種会場の新規設置や、開設済みの施設にあっては開設時間の延長や接種規模の拡充を検討してください。

2 モデルナ社ワクチンによる交互相種の促進について

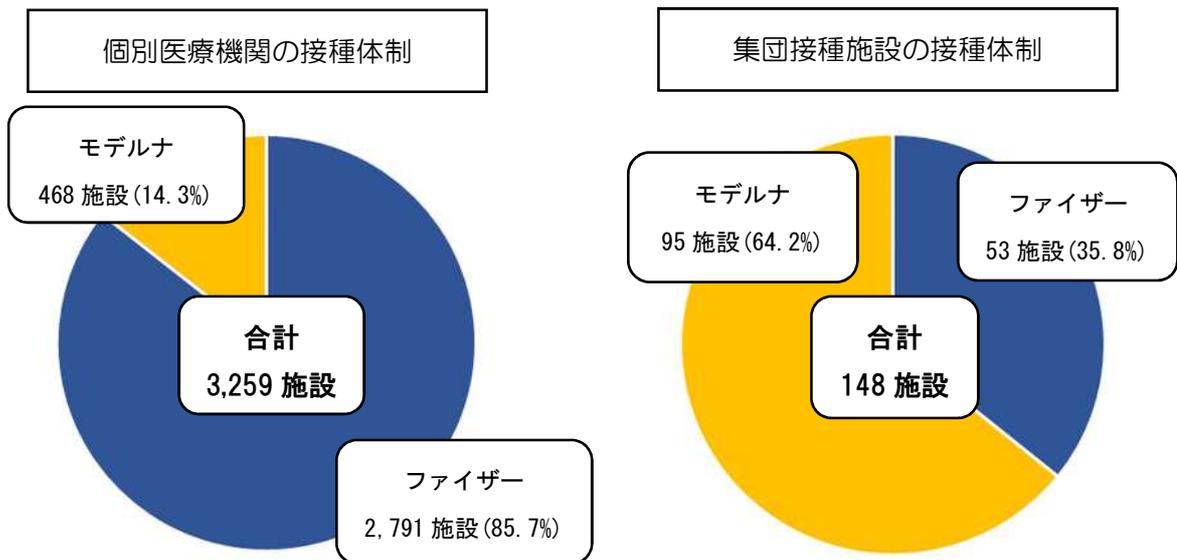
本県の 3 回目接種のワクチン供給量は、1・2 回目接種の持越し在庫分も含め十分に確保しておりますが、その比率はファイザー社ワクチンが約 48%、モデルナ社ワクチンが 52%（4 月供給分まで）となっており、一方で 1・2 回目接種時の接種実績は、ファイザー社ワクチンが約 80%を占めることから、モデルナ社ワクチンによる交互相種が必要となります。

については、モデルナ社ワクチンの接種控えを解消し、交互相種を進めていくため、個別接種医療機関においてモデルナ社ワクチンの取扱いを増やしていただくとともに、住民に対して交互相種の安全性や効果について適切に情報提供を行うなど、積極的に交互相種を促進してください。

1 3回目接種における各市町村の集団接種施設設置状況

開設中 (38 市町村)	名古屋市、岡崎市、半田市、春日井市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、蒲郡市、犬山市、江南市、小牧市、稲沢市、東海市、大府市、知多市、豊明市、日進市、田原市、愛西市、みよし市、あま市、長久手市、東郷町、大口町、扶桑町、蟹江町、飛島村、東浦町、南知多町、美浜町、幸田町、設楽町、東栄町、豊根村
近日中の開始予定あり (7 市町) ※ () 内は予定日	豊橋市(2/13)、一宮市(2/12)、瀬戸市(2/9)、常滑市(2/11)、新城市(2/17)、武豊町(2/19) 大治町(3/7)
個別のみ実施 (9 市町)	知立市、尾張旭市、高浜市、岩倉市、清須市、北名古屋市、弥富市、豊山町、阿久比町

2 個別・集団接種施設の使用ワクチン（ファイザー・モデルナ）別実施状況



3 2022年4月末までの接種対象者数及びワクチン供給数量

(1) 接種対象者（接種間隔6か月）

合計人数	1, 2回目接種人数			
	ファイザー		モデルナ	
	人数	比率	人数	比率
5,648,000	4,546,000	80.5%	1,102,000	19.5%

(2) ワクチン供給数

合計回数	ファイザー		モデルナ	
	回数	比率	回数	比率
5,562,500	2,665,430	47.9%	2,897,970	52.1%



SDGsの「3すべての人に健康と福祉を」に資する取組です。

小児用ファイザー社ワクチン第1・第2クールの市町村配分量の決定について

5歳以上11歳以下の小児に対する新型コロナワクチンの接種については、1月26日に開催された国のワクチン分科会において、予防接種法に基づく臨時の予防接種として位置付けられ、早ければ3月にも接種が開始される方向性が示されました。

このたび、国から供給量が示された、小児接種に使用するファイザー社ワクチン第1クール及び第2クールの市町村への配分量を決定しましたのでお知らせします。

記

1 配分数、配送予定日

クール	配分箱数（回数（人数））	配送予定日
第1クール	30箱（3,000回分（1,500人分））※	2月24日～26日
	553箱（55,300回分（27,650人分））	2月28日の週
第2クール	1,295箱（129,500回分（64,750人分））	3月7日・14日の週

※ 第1クール先行配送分30箱については、2施設までの配送が可能

2 配分方針

- ・ 各市町村の5～11歳の接種対象者数に応じて配分する。
- ・ なお、第1クール・第2クールそれぞれ30箱 合計60箱を県に一旦取り置き、これについては、今後、接種体制が整い次第、速やかに接種を開始できる市町村に対し、追加配分する。

3 配分量

別表のとおり

【小児ファイザー社ワクチン第1クール(2月28日の週(30箱については2月24日～26日))
第2クール(3月7日の週から14日の週)に関する市町村への配分箱数】

市町村名	5～11歳 接種対象者数	小児用ファイザー社ワクチン (1箱=100回分)		今回供給量 (回数)	接種可能人数
		第1クール	第2クール		
県取り置き分	—	30	30	6,000	3,000人
名古屋市	133,913	154	353	50,700	25,350人
豊橋市	24,135	28	63	9,100	4,550人
岡崎市	26,728	31	70	10,100	5,050人
一宮市	24,251	28	64	9,200	4,600人
瀬戸市	7,844	9	21	3,000	1,500人
半田市	7,348	8	20	2,800	1,400人
春日井市	20,139	23	53	7,600	3,800人
豊川市	12,378	14	33	4,700	2,350人
津島市	3,256	4	8	1,200	600人
碧南市	4,765	5	13	1,800	900人
刈谷市	10,252	12	27	3,900	1,950人
豊田市	27,370	32	72	10,400	5,200人
安城市	13,247	15	35	5,000	2,500人
西尾市	11,671	13	31	4,400	2,200人
蒲郡市	4,634	5	12	1,700	850人
犬山市	4,363	5	12	1,700	850人
常滑市	4,325	5	11	1,600	800人
江南市	6,220	7	17	2,400	1,200人
小牧市	9,755	11	26	3,700	1,850人
稲沢市	8,438	10	22	3,200	1,600人
新城市	2,421	3	6	900	450人
東海市	8,118	9	22	3,100	1,550人
大府市	6,892	8	18	2,600	1,300人
知多市	5,390	6	14	2,000	1,000人
知立市	4,708	5	13	1,800	900人
尾張旭市	5,586	6	15	2,100	1,050人
高浜市	3,570	4	9	1,300	650人
岩倉市	2,761	3	7	1,000	500人
豊明市	4,106	4	11	1,500	750人
日進市	7,305	9	19	2,800	1,400人
田原市	3,809	4	10	1,400	700人
愛西市	3,406	4	9	1,300	650人
清須市	4,636	6	12	1,800	900人
北名古屋市	5,730	7	15	2,200	1,100人
弥富市	2,631	3	7	1,000	500人
みよし市	4,426	5	12	1,700	850人
あま市	5,693	7	15	2,200	1,100人
長久手市	5,305	6	14	2,000	1,000人
東郷町	3,267	4	8	1,200	600人
豊山町	1,183	1	3	400	200人
大口町	1,777	2	5	700	350人
扶桑町	2,322	3	6	900	450人
大治町	2,505	3	6	900	450人
蟹江町	2,185	2	6	800	400人
飛島村	336	1	1	200	100人
阿久比町	2,525	3	7	1,000	500人
東浦町	3,274	4	8	1,200	600人
南知多町	771	1	2	300	150人
美浜町	1,131	1	3	400	200人
武豊町	2,894	3	8	1,100	550人
幸田町	3,429	4	9	1,300	650人
設楽町	168	1	1	200	100人
東栄町	130	1	1	200	100人
豊根村	29	1	0	100	50人
合計	479,451	583	1,295	187,800	93,900人

※ 先行配送分(2月26日～28日)30箱及び第2クール30箱 合計60箱については、県において取り置き

新型コロナウイルス感染症対策予算の累計額

(2019年度)

2月補正予算 20億円 ①

(2020年度)

4月補正予算～2月補正予算
4,519億円 ②

(2021年度)

当初予算	1,311億円	11月補正予算	<small>(県立病院事業会計 1億円含む)</small>
4月補正予算	607億円		△1,215億円
5月補正予算	<small>(県立病院事業会計 5億円含む)</small> 851億円	1月補正予算	337億円
6月補正予算	1,416億円	2月補正予算	354億円
7月補正予算	<small>(県立病院事業会計 1億円含む)</small> 601億円	(うち今回追加)	282億円)
8月補正予算	1,148億円		
9月補正予算	896億円	合 計	6,306億円 ③

累 計 (①+②+③) 1兆 845億円